

平成21年度第2回協働支援会議

平成21年4月27日午後2時00分

区役所本庁舎6階第4委員会室

出席者 早田委員、宇都木委員、関口委員、内山委員、鈴木委員、富井委員、伊藤委員、
村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

早田座長 時間ですので、第2回の協働支援会議を始めたいと思います。

第2回目だと、ふなれでなれておりませんが、よろしくお願いいたします。

きょうは皆さんに採点表をお願いして、それをもとに議論をするということで、どうか
よろしくお願いいたします。

まず、定足数なのですが、達しておりますね。過半ですので、問題ないかと思います。

事務局 はい。

早田座長 それから、村山委員が今日お越しいただいておりますので、簡単ではありますが
けれども、自己紹介をお願いします。

村山委員 私、新宿区社会福祉協議会の次長の村山でございます。よろしくお願いいたします。
第1回目は欠席して大変申しわけありません。今後はなるべくこちらのほうに優先し
て出てきたいと思いますので、皆さん方といろいろ協議をさせていただきながら進めて、
会議をよい会議にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早田座長 それでは、内容が盛りだくさんですから、早速内容に入りたいと思います。
事務局のほうで資料の確認をお願いいたします。

事務局 本日の資料、3種類お配りしております。

まず、資料1が「平成21年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領(案)」。

それから、資料2が、「平成21年度新宿区事業提案募集要領(案)」。

それから、資料3が、「21年度協働事業提案採点表(一次審査・書類選考)(案)」とな
っております。

資料のほかに、平成21年度協働支援会議等開催予定と、あと交流サロンのチラシをお
配りしております。以上です。

早田座長 内容に入ってもよろしいでしょうか。

事務局 はい。

早田座長 今回初めて事前協議の時間を設けて、ワンクッション置いたわけだと、私も初めてで伺っておりますけれども、だいぶ状況が去年と違うようですので。なれておりませんので、説明は何かとよろしくをお願いします。

事務局 では、活動資金助成の一次書類選考に当たっての事前協議ということで、説明をさせていただきます。

昨年度は各委員から事前に送付していただいた採点結果を一次審査のときに提示をさせていただいて、意見交換を行った後にプレゼンテーションの実施団体を決定していましたが、今年度から事前協議のお時間を設けさせていただきました。

実は昨年度、意見交換をされた後、再採点になった経過と、それから協働事業提案制度の審査のときですが、委員のほうから課題として、事前協議の時間が必要ということで意見をいただいておりますので、今年度からこの時間を設けるようにさせていただきました。

それでは、委員の皆様、事前に「21年度NPO活動資金助成申請書」というのをファイルにしたものをお送りさせていただいたと思うのですが、そちらをおあげいただければと思います。今日、皆さん、お持ちになられていらっしゃいますでしょうか。

では、こちらの送付した資料についてご説明をさせていただきたいと思います。今年度につきましては、全部で15件の助成金申請がありました。昨年度については17件の申請がありまして、うち1件は共催事業だったため取り下げになっております。ですから、実質16件ということで審査を行っております。今年度15件ですので、実質1件の減という形になります。

お手元のファイルの2枚目、21年度NPO活動資金助成申請一覧というのをごらんいただければと思います。こちらの一覧のほうについて、若干ご説明をさせていただこうと思います。こちら団体名、全部で15団体申請があったものの団体名が記載されておりまして、それぞれ申請のあった事業名と、申請額の一覧になっております。

この右側からの3列ですが事業の種別、前年度の助成・申請状況、昨年助成の実績ということで、こちらのほうのちょっと取り扱いについてご説明させていただきたいと思いません。

まず、申請額の横にあります事業の種別というところですが、こちらは申請する事業がその申請団体として新規に取り扱う事業であるか、あるいは既に行っていた事業であるか

という区分で既存か、新規かというものを載せております。

それから、前年度の助成申請状況については、前年度の助成金交付があった団体については丸印、それから二次審査、プレゼンテーションまで進まれましたが、交付にならなかった団体については、二次でバツというような形で記載をしております。

こちらはあくまで前年度の助成金の交付を受けた団体という形になっておりますので、事業の内容については昨年度助成を受けている事業と、内容の変わっている団体もあります。

それから、一番右側、助成実績ですが、こちらは平成16年度の制度開始以降にこの団体が助成を受けた実績について、その年度を丸数字で記載させていただいております。例えば1番目のところだと、17、18、20とありまして、この団体については17年度と18年度と20年度について助成金の交付を行った団体ということでお読みいただければと思います。

それから、委員の皆様にお送りさせていただいたファイルのほうで、今年度新たに審査資料に加えているものがあります。まず1点目が、団体の資産の状況がわかるようにということで、直近の貸借対照表を新たに添付しております。

それから、審査基準の中にあります基準の8として、過去に本助成を受けている団体であるとき、当初の計画どおり活動に反映されたか、また自己評価を行っていたかという審査基準の参考資料としていただくために、昨年度助成金の交付を受けた団体については、その事業についての事業実績報告書を新たに添付させていただいております。

今日は書類審査に当たって、申請団体や内容の共通理解を深めていただくために、各委員に意見交換を行っていただきたいというふうに考えております。今日の事前協議の結果も踏まえて、各委員に書類審査を行っていただきまして、こちらの結果については、4月30日の木曜日までに事務局へメールで送付していただければと考えております。

それで、その各委員からの採点結果の集計の結果を、5月7日木曜日の第3回の協働支援会議において、事務局から提示をさせていただきますので、プレゼン実施団体について協議、決定をしていただければと考えております。以上です。

早田座長 今日の出合わせを踏まえて採点をしていくということでもよろしいですか。もう予備的にしてみた方、あるいはこれからの方、いらっしゃると思いますが、私も少しやってみましたが、なかなか難しいなという印象が。

今日はそういうことですので、忌憚のない事前の判断の迷うところを調整してみたいと

思います。ご自由によろしいと思うのですが、私のほうで拝見したときには、第一印象、どうしてこんなに書類がたくさんあるのかなというのが、私はびっくりしまして、そしてこんな貸借対照表なんて要るのかなと思ったのですが、何か去年、事件があったということを知っておりまして、なるほど、そういうことがあったのなら仕方がないかなと思った次第であります。

こういう完璧を求めますと、どんどん書類が多くなっていくというのがあるのですけれども、一方で自由闊達なこの市民活動を支援するということとは矛盾する、本質的なものもありまして、どうかなとかと思うのですけれども、その辺のことが書類の見方、あるいは判断基準等あると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

村山委員 先生、今のご説明の中でちょっと確認だけしたいのですけれども、今の申請の一覧表の中で、事業の種別がシートで出て、助成年度が何年までというような、この辺のちょっと違いを。

早田座長 お願いいたします。

村山委員 2番と3番。新規なのに助成がもう何年か。

事務局 そうですね、直近まで受けている。

村山委員 今までであるのは違うもので助成しているということ？

事務局 この事業の種別については、この助成の受けた、受けないにかかわらず、その団体が今まで取り組んでいた事業の延長線である場合には既存という形で、その団体として事業に新規で今回取り組む、新たに取り組むという事業の場合には新規という形で種別を区分しています。

20年度助成を受けていて新規となっているものは、平成20年度に申請いただいた事業内容ではなく、今回新たにこの事業に取り組まれたということで助成申請がなされたものということになっております。

村山委員 すると、2番目は今まで違う形でもって助成している、例えばどんな。

事務局 そうです。昨年度はこの例えば2番目の団体でいうと、外国人アドバイザーの養成講座と外国人区民へのアドバイス事業、それと春休み、夏休み親子日本語教室、これは外国人の親子の方についての日本語教室を対象として申請があったものです。

早田座長 よろしいでしょうか。伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 個別の事業でちょっとまずいなと思ったのは、いつも問題にしているのだけど、一番目の団体の件なのですけれども、ここの内容で先着順というのがあり、それと、こ

れにもう一つ付随してその子供の友人、家族に限り区外在住家族の参加を認めるという、ここが変なふうに運用されると、この今までやっている。

早田座長 何ページぐらいに書いていますか。

伊藤委員 2ページ。今まで参加している人には情報が入るから、その人たちは申し込んじやう。先着順で行くと、今までの人が来やすい。これで行くと、採点のしようがないというような、僕、判断しちゃったのだ。そうしないと、これ変えたとすれば、応募の中から抽せんでやるとかやらないと、かなりの。

宇都木委員 固定されちゃう。

伊藤委員 そうそう、固定されたものでこの団体さん。それともう一つが、キャンプが三つあるんですけど、これは障害とかで分けちゃっている。こういうのがいいのかどうか。本当だったら、その人たちがまじってやるのが一番いいのではないかと判断しているので。これだとちょっと自分の判断基準では完全にもう低くなっちゃうので、皆さんどうかなのというところですよ。ほかもありますけど、とりあえずここだけが。

早田座長 事業の対象者の設定方法という。

内山委員 参加者をですね。

早田座長 それはご意見にとどめておくのでしょうか、事務局が答えることではないですね。一つのご意見ですね。

鈴木委員 ちょっと今の視点、また違う視点でこれを見たんですけど、そのやっている内容はボーイスカウトあるいはガールスカウトと何か似ていて、助成金を出した事業に値するのかなというのが、基本的なこれに対しての私の疑問。

それともう1個、前にこれ宇都木さんが言われていたけど、NPOの活動費で1億円近いものが今回助成を求めているわけです。この助成金事業は、そういうのにも助成するのが本来の趣旨なのかねというのは。

早田座長 ちょっとそれは大事な問題提起ですので、ちょっと詳しく説明いただけますか。団体で言うとどれですか。

鈴木委員 結構あるんです、1億円近いのが。例えば3番目の団体が7,000万かな。それとあと、ちょっと一覧表がないんですけど、6番目の団体なんか結構でかいNPOだなと。そういうのを設けるのが妥当かどうかということも一つあって、要は私、去年、戸山公園で行われたふれあいフェスタにいろんな各NPOとか出展をしていて、皆さん結構話を聞くと活動費に困っているのです。だから、1億円のNPOも、それは活動費には

困っているのでしょうか、この助成事業というのは、NPOがテイクオフするときにちょっと背中を押して上げましょうねというようなことなのじゃないのかなというのが二つ目。

それから、先に全部言っちゃいますけど、ちょっと四谷地区が多いねと、四谷が頑張っているねと。ほかの地区は何で来ないのだろうと。それは昨年度のこの我々の反省というか、意見交換の中で、もっと提案件数が多いとだめだよねと。10何件が多いか、少ないかというのは、それは議論があると思うのだけど、やっぱりまだ活発化していないよねと。

でも、だったら、もう今から言っても遅いのだけど、来年度についてはもうこれ、いいか、悪いかは別なのだけど、新宿区行政として何件という目標設定しちゃおうと。じゃないと、行政側もNPOの目がどこにあるのかということ在必死に考えないのではないかなというような。

だから、ちょっと四谷が集中しているよねと。ほかの地区はどうしているのというのと、その全体の件数がどう活性化させるのかねというのが3点目です。

早田座長 その四谷に集中しているということと、行政が考えなくなるという、ちょっとロジックのつながりというのはどういうことなのでしょう。

鈴木委員 やっぱり受け身なのです。協働事業というのは、行政と一般区民とNPOとの協働が本来の趣旨で、やっぱり行政ももっと積極的にあってもいいのかなという。

早田座長 すると、ここから何件、ここから何件という育てる視点を持ってという。

鈴木委員 そうそう。それがいいかどうかは別です。それは大いに議論をするところだと思うのだけど、ちょっとここ、気になりました。

早田座長 わかりました。いかがでしょうか、それについて。どうぞ。

伊藤委員 今の鈴木さんのお話なのですが、NPOの申請団体がありますよね、そこからとられている。そこら辺で何か意見が出ていますか。

早田座長 事務局への質問ですか。

伊藤委員 そう。これ、出してもしょうがないとか、登録団体は50以上あると思うのだ。

事務局 はい、今、70近くあります。

伊藤委員 でしょう。それで、70のうちの今回申請のあったのが15で25%、20%ぐらいなわけです。そこら辺はどうなのだと。ただ登録しておきゃいいという視点なのか、

それとも鈴木さんが言ったように、もっと自分たちはどんどん出すために登録しているのだとか。

早田座長 登録団体以外は出せないのですか。

伊藤委員 出せない。

事務局 はい、登録団体以外は出せません。

早田座長 じゃ、母数は70に絞られちゃうのですね。

事務局 ただ、同時に、登録の申請と同時に助成申請は可能とはなっております。

伊藤委員 出していない団体さん、今までもいっぱいいるじゃない。そういう人はどういうふうに考えているのかということを知りたいの、ここでは、わかっている範囲でいいから。

事務局 もう一つ、最近登録いただいた団体さんで、二、三団体あったのですが、実は新宿区のほうに法人登録をすると、地域センターのほうに登録団体として利用できるというようなメリットが一方であるのです。通常地域活動団体として登録する場合には、区民が過半数以上その団体の構成をしていなきゃいけないというのがあるので、なかなかNPOだと区外の方が、バランスが多かったりしますので、それで新宿区に登録をしたいということで新たに登録申請をされるような団体さんもいらっしゃる、中にはもう助成金は要らないのだけど、登録だけさせてくれというようなお話もあります。あとは前回のときに助成対象が登録団体限られていますので、なぜ助成申請をしなかったかという部分について、アンケートをとったりしてみたらどうかというようなご提案もいただいていますので、そのあたりもさせていただきながら、なぜこう申請が来ないのかという理由について調べてみたいというふうには思っています。

あともう一つ、市民ファンドで運用されている団体さんのほうに、新宿区の助成制度はどう思いますかということをお話を聞いたことがあるのですが、なかなか半額、いわゆる助成対象事業の2分の1が助成限度になっていますので、この半額という上限額が若干NPOにとって厳しいものなのじゃないかというようなご意見も伺ったことはございます。

早田座長 例えば特別出張所で、うちのところ、少ないから出そうよとか、出してよとか、地元で出すような動きというのは、何か地域調整課の流れの中であるのでしょうか。

事務局 各出張所は出張所で地域協働事業への助成ということで。

早田座長 あっちはあっちでやっているのですか。

事務局 ええ、そうです。

早田座長 事実あまり地区別にその公平性を見るということは、現在、政策の中で体系はないということですね。

事務局 そうです。

早田座長 わかりました。あと、さっきの大きいところはいかがなものかという話もあるのですが、一つずつ結論を出していかないとまずいですね。地域公平のほうはどうしましょうか。今年はどうしょうがない、出てきたものはしょうがない、こっちで、ここで上がってもしようがないですね。

宇都木委員 これ、行政の中でも少し議論してもらったほうがいいと思うのだけど、本来に市民参加協働というものを進めるということだとすれば、それぞれの持つ事業課が、区役所の仕事をしている人たちが、自分のパートナーをどう育成するかということでもあるわけです。そうすると、そういう団体育成ということに、どういうふうな方針で力を入れていくのかというのが一つあります。

それから、事業内容を、我々のほうの審査の意味合いも含めて言うと、事業内容だけに審査対象を集中していいのかどうかという議論は、鈴木さんの議論と掛け合って、関係し合って、団体育成のところにも少しウエートを置こうということだとすれば、その団体がどういう団体かと。確かに介護をやっていて、2億円も1億円も稼いでいるようなところでも、金がないといえませんが、それは。それは事業収入は多いかもしれないけど。

だけど、そういう団体を育成するのだとすれば、例えば介護なんかをやっていて団体を育成するのだとすれば、こういう助成事業でやるなんていうのはものすごい限界があるわけだ。いや、助成だとか補助金なんて、ある意味では政策誘導みたいなものですから、だからその団体が少しでも力をつけるようにとりあえず一定の応援をしてあげると。

それで、それがその事業が軌道に乗っていけば、それは自前でやるのが当たり前のことなので、そういうところの方針をもう一遍きちんと組みかえないと、事業助成のあり方が問われてくるのだと思うのだ。

例えば半額助成で50万円の助成金をとると言ったら、100万円の事業をつくらなきゃだめなのです。そうすると、100万円の事業をつくれるかと、50万円の負担ができるかと。できないところは、それ、申請できないということになるのです。25万なら、50万ならできると言うのなら、25万でいいのだけど、助成制度のあり方ということにもかかわって、それでもやりましょうというのだったら、つけてやればいいので、そのの

ところはあえて幾つかの筋道を、基準というか、整理整頓させたほうがもういいのではないかとも思うのです。

最初のころはとりあえず多くの団体が応募してきて、そして少しでも多くの団体に関心を持ってもらって、市民活動を活発にする意味で、政策誘導的にある程度のところはしようがないじゃないかというところがあってもいいと思うのだけど、もうこれから先、もう少しそういうある種の制約というのは変だけど、目的をもっとわかるようにして、今年はこの重点に行きましょうとか、あるいは3年間はこういうことを重点に行きましょうかというのでも構わないのだけど、そこはだから助成事業のあり方だとか、団体育成のどういう方針で行くかとか、そういうことを事業内容で審査項目を入れるとか。例えば今年の子供を施策計画しているから、これとこれを重点にやりましょうとか、それはいろいろ組み立てがあるのだと思う。

今年の審査は今年の審査でやってみて、だけど今は、募集は事業助成ですから、事業内容に助成しましょうということになっているから、団体育成のところは少し表面的に言えばちょっと弱いんだけど、だけどそうは言ってもやっぱり団体育成のことも考えないと、だれでもかれでも、何でもかんでもやっていいよねと。

僕らから言うと、これ、助成もらいたいために事業を違うものに変えてきているようなところだって、ないとも限らないです。だから、審査していけば、こんなのちょっとまずいよねと、こうなればそれは落ちていっちゃうけど、だから少し審査に当たった議論というのは、審査委員会としてはこういう視点も取り入れて今年の場合は審査しましたというを出していけば、説明していけばいいと思うので、事業内容だけじゃなくて考えるということもあっていいのではないのでしょうか。

早田座長 わかりました。今のご意見、いかがでしょうか。

鈴木委員 今の宇都木さんの意見をもう少しかっちりしておきたいのですが、私が理解しているのは協働事業というのは、私は新宿区の区民会議からこっち側に流れてきた関係があって、大きな目標というのは住民自治を制定するよと。その大きな基盤として協働事業があるよねというふうにとらまえていて、改めてだから協働事業、助成を含めた協働事業というのは、新宿区の協働事業というのはどうあるべきかねと。ここ3年ですかね、この実績というのは。それを踏まえて、制度設計そのものも少し踏み込んだ形でやるべきだなど。

というのは、今回は15団体、これを見ていて、率直に言うと住民自治に関係している

NPO活動がこの中から幾つあるのですかねと。ちょっと違うよねというのを思って、もう一度その辺のことをかっちりやるべきだろうなど。これはもう先送りする話じゃないねというふうに思います。

早田座長 本年度ですか、それは来年度に向けてということですか。

鈴木委員 ええ、もう来年度でしょう、今年度はもう遅いですから。

早田座長 もう出てきていますからね、そういう意味では。

鈴木委員 ただ、来年度に向けてはもう先送りはしないと。

早田座長 ということですね。

鈴木委員 今年度結論を出す。

早田座長 そういたしますと、今のを私なりに理解しますと、これは一応全部事業で選ぶ仕組みだと。これ以外に育成という視点がまたあるのかどうか分かりませんが、あると。

それから、仮に事業で選ぶにしてもターゲットが単なる事業効果だけなのか、住民自治という視点を入れるのかという話があると。

鈴木委員 そうです。

早田座長 それから、地域の公平性については。

事務局 それはまた別途やる。

早田座長 助成のほうです、これですね、あるというふうにとらえたのですが、それであともう一つ、今の地域間公平の話というのは、私の理解では区民ニーズというところに、ひょっとしてどうしても入れ込むのだったら地域ニーズがあるということで、ここに皆さんの得点を反映していくのかなと、それしかないかなとも思ったのですが。

宇都木委員 それは四谷に活動拠点があっても、新宿区民全体にかかわる活動になっていけばそれはいいのです。四谷地区に居住、活動拠点を持っているから、そこだけが固まっちゃっているのだよと。活動内容が四谷地区にだけ固まっちゃっているのと意味が違うのです。住所をどこに置くかの話じゃなくて。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 どういう活動が行われているかと。我々が審査するときの視点は、その活動が、新宿の全区民を対象になっているのかどうかということが、一つはやっぱりニーズの問題でも出てくるわけで、その地域の問題もあります、課題も。

だから、ニーズというのは地域課題だけで解決するのではなくて、オール新宿で考えるということだって考えないといけないので。

早田座長 その比重は今年度、これはもう今年は議論するのは無理だから、つまり住民のためのなのか、住民による自治なのかという、フォー・ザ・ピープルか、バイ・ザ・ピープルかという違いだと思うのです。今年はそこはもう議論する時間がないので、それぞれの委員のご判断の中に入れ込んで採点をしていただくというのでよろしいのでしょうか。

宇都木委員 そういう、ここに、四谷地区に広場を設けて高齢者の居場所づくりの事業をやりたいという、それはそれでいいのです。それがいけないと言っちゃうとできないです。だから、この人が言っているのは全く意味が違っちゃう。

鈴木委員 それがいけないとは一言も言ってなくて、四谷の地区の方は、逆に言うとNPOの方、結構頑張っていると。ほかの落合とかほかの地区は、角筈とかは一体どうなっているのだと。

どうなっているのだというのは、行政もちょっとその怠慢じゃないのと。そういうことを受け身じゃなくて、行政もこの時期に提案がないと困るよねと。それは宇都木さんが言われたけど、所轄の担当課があるならば、その課の仕事で、そのエリアのパートナーを育成するとか探すとか、そういう努力をこの1年間何をやってきたのですかねと。

四谷は頑張ったと。だから、四谷が悪いと言っているのではない。ほかはどうしているのだというのが私の言いたいことです。

早田座長 よくわかりました。

伊藤委員 それで宇都木さんが言われましたけども、地区でやるというのはパイロット的にやる部分もあるのだ、新しいものだと。全体広げて大きくやるのも一つだけども、パイロット的にどこかの地区をやって、それを今年うまくいったら、次の年に広げていくという、そういうスタンスもあるから、一概にある程度の特定の地域をやったからと言って問題はないし、そのやっている事業が発展性があるかどうかという、この成果ということが問題だから。

鈴木委員 地域に大変ちょっとこだわって申しわけないのですが、新宿区というのは幾つかの地域があって、そのおのおのが商業地区とか住宅地区とか、あるいは多文化共生の地域とか、いろいろ地域的に特徴があるのです。その特徴があるところで何かあるよねというのが、私の想定なのです。

だから、育成という視点も含めて地域が公平か不公平かというのではなくて、地域別にもっとちゃんと現場を見て、このNPOをちゃんと育成すべきじゃないというのが、私の言いたいことなのです。四谷は非常に頑張っている。

内山委員 この間と繰り返しになりますけど、ちょっとこの間、言葉が足りなかったのですが、区長との懇談でも、新宿でも地区センターがそれぞれの地域に密着した行政活動をしている。そうすると、その地域ごとにやっぱりそういう個別な問題があると思うのです。ですから、地域センターごとに何かそういう区からその事業を考え出して、そういうのを地区でもって出していけば、もう少し全体にこの提案が集まると思うのです。そういう努力をするべきだと思うのです。

早田座長 そうしますと、ほかの地区は頑張れと。今回の四谷は別にマイナス評価はしないと、単純に言えばそういうことですよ。

鈴木委員 いや、だから頑張れというだけで終わらなくて、行政も含めて、この課題をどうやるのだという道筋を明確にしろということなのです。単に頑張るだけだめと。

早田座長 それは継続的に少し、全く未知でないわけですから議論するというので、次回以降、続けて議論していければと思います。

ちょっとたくさんあるので、その話はそれでよろしいでしょうか。

さっきの大きいところはいかがかというのに戻っちゃうのですけども、こちらのほうのご意見に戻りたいのですが、4,000万ですか、4億ですか。

内山委員 1億。

早田座長 4億強の事業費で4,000万程度の支出規模の事業に申請を。

事務局 それ、去年のちょっと事例でそういうのがありましたと。

早田座長 去年の事例。今年は7,000万ですか、大きいところが。

事務局 そうですね、大きいところは2億。

早田座長 2億ですか。例えば一番大きいのはどれですか。

宇都木委員 これが大きいでしょう、介護をやっている、4番です。

伊藤委員 事業収入で1億だから。その辺新しいよね、こういうふうなものを新たにつくってやっていく、1億円出して。

宇都木委員 1億500万だ。これが17年度に1億1,000万だけど、これは介護をやっているからどうしてもこう大きくなるのです。そういうのはもう全然ほかとは規模が違います。通常これ、1億円以上のものなんていうのは、こういう介護だとか、そういうリフォームだとか、でかいことをやらないと無理です。

だから、どういうふう考えるかなのですけど、そういうことを、でかい事業というか、

規模が、事業高の大きいところでも今度やろうとしている助成対象の事業は、それはそれで非常に市民生活にとって必要なことだし、また有意義なことだし、新宿区が掲げるこの助成事業の方針にもマッチするということならば、それはそれで構わないのだろうと思うのです。

ところが、もう一方では、団体育成ということも考えると、そのこのそういうところがいいからと言って、その優先順位をどっちにするかということも多少考えたほうがいいのかどうかという判断があり得るのだと思うのです。

だから、それはいわば審査基準というか、審査に当たっての考え方、僕はもうほかのこともちょっとどうしたらいいかねというのを、皆さんに問いかけようと思うのだけど、そこをここにある審査項目だけではなくて、この審査の項目に照らし合わせて基本的な項目の前提条件を、もう少しそういうところを少し議論してみたらどうかねという、それはやっぱりあってもいいのではないかと思うのです。

今のような新宿区のこの市民団体の状況から見たら、やっぱり団体育成というところも少し入れて、3分の1ぐらいはそういうことも考えて考慮した上で考えるのも必要なのかなど。だけど、出てきているものを見ると、団体育成をしなきゃならないなんて、新しいようなところなんかあまりない。団体がです、幾つもない。事業は新しい事業かどうかというのは別の問題として。

だから、これは個別の問題に触れるけれど、そういうことも一応頭の中に入れた審査ということもあり得るのかなというのをちょっと思いますけど。

早田座長 いかがでしょうか。

伊藤委員 そこで難しいと思うのですが、例えば今言った事業体に、その中に一つの事業が、事業体としては大きくうまくやっている。今度は一つの新しい事業をつくったときに、それは初めての事業で、どうしてもまだ予算を今までのところから持ってこれないよという理論展開されると、まあ、しょうがないよねというふうに考えざるを得ないという。

関口委員 残りの50万を持ってこられるような団体はどうしても大きくなってしまいうということなのかもしれないです。

宇都木委員 そういう話だ。

鈴木委員 そうすると、この視点というのはもう1個あって、NPOの育成という視点から見ると、ますます育成のチャンスはなくなるわけです。それは例えば半分が、その団

体が負担するのですよというガイドがあると、その50万を負担するところは、その辺の有志が二、三人集まって、これ、何かやってみようよと。でも、50万は出せないよねと、こうなっちゃうとつぶれていくねと。本当にそれがいいのかねということ、そろそろ考えるべきです、だから。

宇都木委員 ある意味じゃ、100万円ぐらいの事業高の事業がこなせないようなところは、それは、まあ、いかなものかねというのはある。それが本当に市民生活にどの程度役立つのと。

だから、それはそれである意味では体力を測定する意味でそういうことも考えなきゃいけないなというのは、どこかでやっぱり線を引かなきゃいけないと思うのです。ただ、新規事業をやっていくというときには、かなり大変なことだから、つまり今までやっている延長線上じゃなくて新しい事業に取り組もうというときには、それはそれなりにやっぱり相当工夫が要るので、そういうところも念頭に置いてそれは考えてやらないと。

それで、この1番の団体の書類を見てください。ここの人たちが出している書類の18ページ、決算表が出ているのです。外国人の子供の学習支援精算書というの、これは助成事業をやったのです。そういうことでしょう、これ。

事務局 はい。

宇都木委員 そうすると、1万3,000円。この会計報告の仕方は、僕、疑問があるのです。助成事業を本来会計、収支計算に入れていないというのは、僕はちょっと問題があると思っているのです。団体の事業というのは団体の収入だから、団体の収入からこれを外しちゃって、支出も外しちゃったなんていうのは、団体の事業を正しく見ることはできない。これはどこかで注意しないといけないと思います。別会計にしたらいいという問題じゃないのです。この団体はどれだけの事業をやっているか、つまり団体の判断をするのに必要なことで出してもらおうと言っているわけで、これ外しちゃっているわけです。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 それ、外しているのはそうです。それからもう一つは、これは大したことないんですけど、思想、考え方の問題になるんですけど、1万3,026円というのが団体の負担金になっているのです。マイナスになっちゃったからというので。

早田座長 そうですね、一番下ですね。

宇都木委員 そうすると、その団体の負担金はどこに入っているのと、会計計算決算収支表を見ると、どこにも入っていない、読めない。

伊藤委員 内訳なのだ。

宇都木委員 読めない。そうすると、この一番下に、その備考の欄の3番目に書いてある、団体負担金1万3,026円は、代表理事、立てかえたということになるのですか、これは、こういうふうに書くと、自分が補てんしたということになるわけ。そういうふう

に読めちゃうわけ。
したがって、これ、だれかが出しているから精算金はゼロなのだとこうなると、これは団体の活動じゃないよね、もうかったらこの人がもらっちゃうということですから、損したとき出す、マイナスになったときに出したら、プラスになったら自分がとっちゃうということと同じ意味です、これは。こんな会計でいいのという話になっちゃう。

だから、本来の収支計算書の中にそれが読み取れるようなものを出しておかないと、団体負担金なら団体負担金になるように、収支の中に入れておかないと、多分そういうことじゃないと思うけども、誤解を招く、これ、大問題になる。

だから、そういうふう

にこれなんか団体は預金が250万もあって、出せるところなの

です、これ、貸借対照表から見ると。
事務局 すみません、事務局です。

早田座長 お願いします。
事務局 今のこの会計収支の計算書なのですが、どうもこれで内閣府のほうに提出されたらしいのですが、それでこの18ページにあったこの1万3,026円というこの団体負担金なのですが、16ページの管理費のところにありますイベント負担金、これが2万6,889円とあるのですが、この金額に含まれているようです。

もう一つ別会計になっていますキリン財団のほうの助成金の自己資金分、1万3,863円と、次のページにありますこの18ページの1万3,026円、この金額を合計したものが2万6,889円ということで。

宇都木委員 だから、それは皆さんどう思うかわからないけど、支出だけこっちから出して、収入に入れないというのはおかしいのです。それで団体負担金を出すのなら、収入も入れておかなきゃだめじゃないですか。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 だから、そうだよ。僕は何でこうなっているのか、多分そういうことをやっているのだらうと思って、これはやっぱり注意しないと、団体の会計が正しく評価できない団体が。

早田座長 だから、NPOはまだまだそういう議論があると思うので、それは事務局のほうでもご指導いただいて、ほかのところもないとは言えないと思うのですが。そういうところも含めて育成していくのか、それからやはりそういうところがないと、事業の効果が見込めないから、力が、力量がないとだめなのか、話をちょっと戻してみたいのですが。

今の宇都木委員が最初に言われた育成の視点というのと、それからこういう多々ケアレスミスがあるということは理論的にはどういう関係にあるのでしょうか。

宇都木委員 だから、この団体はこれだけの団体なので、そんな僕らから見て、公開の原則から言ったらこんなやり方をしたらおかしいという、資格審査は失格だ、常識的に言えば。

早田座長 こういう団体こそ育成しようという考えはない？

宇都木委員 育成じゃなく、とりあえず団体は活動しているのだから、それがわからないような団体は困る。

早田座長 わかりました。

宇都木委員 ということになるわけ、原則論から言うと。

早田座長 で、よろしいですね。

宇都木委員 うん。

早田座長 はい、わかりました。

宇都木委員 こういうことだからと言って、それはみずからが団体を立て直すことを考えないと育成にならないです。

早田座長 ほかの方はいかがでしょうか。

鈴木委員 今の宇都木さんの意見に賛成です。ちょっとこれは変です。原則負担、半分負担が、団体自己負担がこう明記になっている、条件なのに、負担していないのです、これ、この収支だけ見ると。

宇都木委員 だけど、わかりません。

鈴木委員 いや、だから収入に。

宇都木委員 収入に入れないというのがおかしいのだ。

鈴木委員 収入に自分の負担金を入れていけば、これは会計、会社でいうと利益です、何もかからなかったら。

早田座長 私から申し上げた趣旨は、それは確かにミスだと思うのですが、助成するか

どうかの判断基準にどうなのかということなのですが。

宇都木委員 だから、それはそういうことも、何でこれ、外しちゃっているのだろなど見たら、そしたらこの詳細見たらそういうことだから、みんな疑問になって、どこかそういうのを持つのです。

その団体がだからつまり助成対象になるというふうに評価するかどうかというのは、そこから先は審査員のこと、審査員の問題だから、それでもこの程度だからいいじゃないかということ、やっぱりこれは原則に劣るからだめだよということ、それはいろいろあるでしょう。だけど、問題点はそういうふうに出しておかないと。

早田座長 そうですね、もちろんそうです。

宇都木委員 やっぱりまずい。

伊藤委員 同じようなことなのですが、収支決算で行くと13番もそうなのだ。これ、毎年毎年、事業収入がマイナスで出てくるから、100万から200万の。そこがそういう団体のスタンスだと言われればそうなのだけでも、何でいつも、去年もマイナスなのだ。そういうところがあるのだ。収入の大半が寄附金で賄われている。何でも収入が上がらないような形になっているのだろうな。不思議に思っているのだけど。

宇都木委員 先生、こういうを出してほしいと要請したのは、その団体はどういう団体かということ、団体の財務の体質も含めて考えないと、助成だけ決めたら、その助成が本当に正しく使われるのかどうかということが問題になるわけです。どこかの穴埋めに助成を使っちゃったと。だけど、報告書はきれいに書いてあって、全然わからなかったということじゃ困るわけです。

だから、この団体が本当にその助成事業をでき得る団体なのかどうかというのは、こういう収支決算だとか貸借対照表とかから見て判断できるところは判断することじゃないと、団体のその活動内容がわからないで助成を、補助を求める事業だけで判断しては。

早田座長 ええ、それはよくわかりました。

宇都木委員 そういう意味です。だから、たくさん書類が出てくるのはそういうことで。

早田座長 わかったつもりです。そういうまだまだ会計上、そういうことがある団体だから、それ指導も含めて助成するのか、しないのかというあたりは個々の判断に任せると。

宇都木委員 そういうふうにしないといけない、だから構わないのですけど。その赤字のところは絶対助成しないなんて決めたって構わないのです、それは。そんな不安定な団体に、助成金がどこに使われるかわからないというふうに考えられるようなことはまずい

というふうに意見が出れば、それもそうなので。

早田座長 そう思いますね。

宇都木委員 うん。

早田座長 今回の団体の規模にちょっと決着を一応つけておきたいのですけども、そこについては合意は特に出なかったもので、個々のご判断に任せるということで、今回はよろしいでしょうか。じゃ、関口委員、お願いします。

関口委員 この募集実施要領を見ると、3番のところに、助成により新たな事業のスタート、または継続的事业のステップアップにつながることをあるけれども、例えばこの15団体のうち、1番、4番、9番、11番と13番は、だいぶ継続的な助成を受けていらっしゃるって、かつそれが既存事業ということは、ずっと同じ事業をやっていて、それに助成が行われているということですよ。

となると、言い方は悪いかもしれないですけど、助成金頼みの事業になりつつあるのではないのかなという危惧もあるのですが、そこら辺はいかがなのでしょう。

事務局 事務局からこのステップアップの適応になる団体についてご説明をさせていただきます。

一応前年度の申請で交付を受けた団体、6団体が今年度も申請をしているのですが、実質昨年度と、全く同じといたしますか、同じ事業で交付を受けた団体は、上から順に行きますと、まず1番、それから4番、それから9番、それから13番目ということになっております。

まず、1番については、このAのハンディキャップ児童養育家庭との交流キャンプというのがステップアップ、それから4番目については、昨年度まで50万の申請で行っていたのですが、今年度は戸山団地でも昨年度からその対象を広げていっているのですけども、そこで多少申請額を減らしまして、この部分がステップアップということでご説明をいただいております。

それから、9番目については、昨年度は秋のプラネタリウムということで申請をいただいたのですが、今年は春と秋のプラネタリウム、二つで15万円の申請ということで、ここも事業規模が大きくなった分、申請額を変えずにここがステップアップということで説明を聞いております。

それから、13番目については、昨年度と同様のこのピポユニバーサル駅伝なのですが、ステップアップの部分としてはこの駅伝後に行う交流会のようなものを実施しているので

すけども、ここにミニオーケストラを行うということで、ここがステップアップの部分ということで説明を聞いております。

残る2団体、昨年度助成を受けている団体で、今年度新規として上がっていますが、2番の団体、こちらは昨年度までは親子日本語教室と、外国人アドバイザー養成講座ということで、今年度は昨年度と内容の違う新規事業ということで上がっております。

それから、11番目のについては、昨年度までは舞台『ハンナのカバン』公演ということで、昨年度助成申請をしております。こちら、アンネ・フランクを教材にした人権ワークショップというの、既に新宿区の助成金を得ていない形で、既存事業として取り組まれているものなのですが、今年度、その英語もついたワークショップを開催するというので、新宿区の助成事業としては初めて助成金の申請を出していただいたという経過になっております。

以上です。

早田座長 関口委員、今のご説明で。

関口委員 わかりましたけども。

早田座長 なかなかこの既存というのがいろいろの経緯があるのですよね。それと、確かに新しいことをしていてもお金をもらっていることには変わりはないとか、そういう見方もできるわけですが。

どうでしょうか、あまりもらっているとまずいですか、公平性の関係で。常時チャレンジしていれば毎回もらっているのでしょうか。

宇都木委員 新宿区はそういうことを考慮しませんけど、同じ事業で3回以上だめだとかが、それは決めればいいことなのです。それはそうしないと広がりがないからという。つまりその対象は少なければ少ないほど、その人が何回でももらえちゃうということになるでしょう。

でも、それではあまり広がりがなくなるから、何回以上はだめというふうに団体で規制、回数を規制しちゃうなんていうことはあり得ることで、それは今の時点でそれをやってみようという効果が生まれるかということ、助成事業が先に進まないということになり得るのか、今までのようなことで起きる弊害のほうが大きいのか、そこは少し議論があるところです。

内山委員 確かに助成実績、結構偏っているふうに見えます。ただ、私はそれではほかにいい提案があるかということ、またこれも少ないというのがジレンマで、どうも偏っていらっしゃる場所もあるのです。もう少し提案の内容が広がってくればもっと変わってくる

のですけども、そこまで行くと回数で切っちゃうということになると、提案の数が減って
いっちゃうという可能性もあるのです。その辺がどうするかというのが難しい点がありま
す。

鈴木委員 今のご意見でそういうフィルターをかけると、もう提案件数が減るとい
うなことの危惧の発言だと思いますけど、私は減ってもいいのではないかと。それが事
実ならば、まず減らして、次にどうするかということを考えないと、何か助成事業のた
めにこの協働支援会議をやっているみたいな、何か本末顛倒だと。

だから、例えば地域で活性化していないところをもう一度掘り起こしを
行政の所轄の担当部門がこの協働事業に対してどうとらまえているかというのを、もう一度
ちゃんと制度設計をして、それで最初は助成でスタートして、次は協働のステップに行
って、次はもう区の行政としてこの事業をやるとか、そういう前も何でしたか、保育か
何かの講座をやって、それを受けても働くところがないと。次のステップがないわけ
です。だから、そういう制度設計をちゃんとやるべきでしょうね。

だから、減らすなら減らすと。いや、むしろ協働事業がこれ15件ぐらいあるから、
そこそこ話題になっているのであって、これが例えばフィルターをかけると2件とか3
件になっちゃったと。そうすると、区長だっって一体どうなっているのだとなります。

だから、私はむしろそれが実態ならば減らすべきでしょう、勇気を持って。と思
います。

早田座長 確かにこれ、育成する、どんどん出てくる政策をやっていけば新陳代
謝が加速するというのがあるでしょうし、その辺がやっていないで減らすというの
もありますし。

鈴木委員 いや、だから、やっていないで減らすと減っちゃうわけです。

早田座長 そうですね。

鈴木委員 そうすると、問題点が顕在化するわけです。

早田座長 そうですね。

鈴木委員 だから、私は問題点の顕在化を、それが協働支援会議のミッション
でもあるのでしょと。

宇都木委員 難しいな、鈴木さん。これはなかなか難しいところだ。

鈴木委員 そうですか。

宇都木委員 うん。区長がそういうことをやってくれと頼まないもの、僕
たちには。審査だけしてくれと言っている。

鈴木委員 いや、審査だけすると、これはみんな落っこちちゃいます。

宇都木委員 いや、いいのだ、審査だけするのは構わない。ただ、今年は応募要項にそういうことがないからだけど、もうある程度議論していく必要があるよね。つまり底辺を拡大するという意味も含めて言うと、どういうことが効果的なのかということもやっぱり議論して、来年のところに反映しないと、これ、ただ繰り返しになっちゃうでしょう。

鈴木委員 そうですね。去年もだから11月か12月に、宇都木さんがその提案をしたのだけど、皆さんのスケジュールが合わないということで。

宇都木委員 やめたのだよな。

早田座長 何か皆さんの顔を拝見していると、やっぱりあまり偏ってはどうかというのがあるように伺えるのですが。かといって、今回バサッとというのはどうかというのもあるようですので、じゃ、継続課題ということで、ぜひ議事録に書いていただいて、次回は反映、議論して反映すると。今回はそういう多くのところは、個人個人の委員のご判断にお任せするというところでよろしいでしょうか。個人、個人ばかりで申しわけないのですけども。

ほかはいかがでしょうか、基本的な問題提起はこのぐらいで。伊藤さん、お願いします。

伊藤委員 あと一つ、8番の件ですけれども。

早田座長 処理の件で。

伊藤委員 この事業の申請にとって、これを見ていくと、助成金10万で少ないのですが、そのゆえにDVDテキストの販売、3,000円掛ける30本、9万円というのがあるのだけど、これが本当にできるかどうか。3,000円の物を買って聞きにくるかということと、それからその他の諸経費の中に郵送料80円掛ける500件というのがあるのだけど、上のほうに。送り先が福祉施設と障害者施設、介護事業者とNPOに限られているのですけども、そうすると500があるのか、ないのかというふうにちょっと思いました。それで単発なのです、1回の。

内山委員 1回のね、これ。

伊藤委員 で、これが果たしてここで言うところの波及効果を生むかどうか、そこら辺を考えるとちょっと難しいなという気がしました。判断するのに、助成対象者という。

早田座長 143ページでいうと、30本ですが、ほかに50本つくりますか。計80本つくりますでしょうか。お願いします。

事務局 これ、申請を受け付けたときに、この30本と50本で矛盾しているのではないですかということで聞いたのですけども、その際にこの見積書のほうを示していただき

まして、最低が50本単位での制作になっているそうなのです。それで、50というので上げているというふうにお話しされていました。

自分たちで売れると思っているのは、50本全部とは思ってなくて、30本程度だろうというふうに判断して計上しているという話でした。

早田座長 一通りわかりました。

伊藤委員 危惧するのは、それが売れるか、売れないかということだと思う、僕は。結構金額が張るから、こういう人たちにとってみれば、1回だけでしょう。1回で、あとはみんなビデオ見てやってよという世界じゃない、これは。そこまで、ビデオ見てできるぐらいの講座というか、なるのかどうか、そこら辺が心配なのだ。買わされて、えー、できないよとなっちゃうと、力の入れ方もわからない人が。

早田座長 この辺、ちょっと実態はお会いしたときにぜひ伺ってみるということ以外にないのではないですか。これじゃよくわからないですものね、質が。

鈴木委員 関連しているのかもわからないけど、今回、これざっと見ていて、1番目の事業はボーイスカウトと似ています。あと、何かカルチャースクールでやっているようなことが何か助成金の申請で出ていて、これが区の助成事業なのかねというのが、こう非常に今回疑問に思っています。

だから、それは皆さん、委員のご判断だと思うのですが。

伊藤委員 さっきの宇都木さんが言ったように生かせる道があるのか、ないのか。何となくもらったけど、新宿というところとかそういう人たちを集めて、何かうまく考えたり、健康のもので使えるのかどうかとか、そこら辺の判断までしないと。

鈴木委員 例えば。

伊藤委員 趣味の世界だものね。

鈴木委員 1番の団体が、参加者の声なんかを聞いていますけど、早い話がキャンプをやって楽しかったのです、感想が。おいおいと、これは地域の交流だろうと。何かそういう親同士の交流とか、成果物として何かないと。それが全然反映されていないから。

伊藤委員 むしろ限定されてきちゃっているから。それで、それにまた友達や何か広げると、本当に仲間内だけになって、対象が。

鈴木委員 いかにも先着順というのが。

伊藤委員 これね、そっちに参加することを決めたのが友達だから。

鈴木委員 みんな集まって、はい、これで終わり。

伊藤委員 そういう懸念されるの、ここは。

早田座長 その辺、審査の中で指導していくというのもあっていいのでしょうか。つまり面接であるとか、プレゼンの中でその辺がおかしいと、指摘をし、改善を改めるというのもあってもいい？

内山委員 そうだね。

早田座長 過去の経緯で私、わかりませんが。

宇都木委員 だから、それはそういう注文を出して、そのとおりやりますと言ったら認めるということになるのです。

早田座長 その辺、どうなのでしょう。

宇都木委員 だから、それはこれ、書きかえてこうなっているかな、申請を。変更なのだから、申請の。先着順じゃなくて抽せんにしますというのは、申請の変更なのです、内容の変更になるのです。

早田座長 つまりこの審査プラス自体が全部育成であるにとらえれば、そういう、ああ、なるほどというところがあったら、大いに改めていただくということはないのでしょうか。

宇都木委員 うん、いや、構わないのです、それでも認めるというのだったら。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 そうしたら、その場でみんな、みんなの意向で、きっとそのとおりやりますとみんな言ったら、その申請書なんか意味ないじゃないですか。

早田座長 それは本質的なものだったら無理ですものね。

宇都木委員 いや、今同じようなことで、いつかそういうのがあったのです、書きかえてきてだめだというのが。だから、それでも構わないのだけど、構わないと思う、みんながいいと言えばいいのだけど。

だけど、やっぱり公募でやっている以上は、きちんとしたやっぱり申請書そのものが社会的な合意が得られるとか、納得が得られるようなものでないと、ここで書きかえちゃったら、ちょっとそんなのどこかやみ夜の中で何かやっているようなものに写らないでしょうか。

早田座長 そうですね、書類がベースですので。

伊藤委員 それともう一ついいですか、つまらないことなのだけど、この1番目の事業名、「ABC交流キャンプ」と、ABCを交流しようという、さっき言ったように、障害者、外国人の人、それがABCのクラスに分かれている。それが交流するととれるのだけど、

これABCはバラバラなのだよね、1回、2回、3回が。これ、表題、看板に偽りありということなのだ、僕に言わせると。

早田座長 それぞれの中で動いている。

伊藤委員 そうそう、中でやっているだけで、知的障害を持っている子、外国人の子、ひとり親の子、これが三つ集まって交流しているわけじゃないので。

早田座長 そういうこともありますね。

宇都木委員 別の意味で言うと形骸化しちゃっているわけです。

伊藤委員 そうそう。

宇都木委員 だから、もうこういうのはもう役割終わったのだから、助成金じゃなくて独自事業としてやったほうがいいということになるわけ、僕らから見ると。それはお金があるからあげればいいという問題じゃないのです。

早田座長 これだけはというのがあれば。ほぼ細かいところは相当あると思うのですが、基本的な大づかみの論点として、大きいところの話はどうするかとか、地域間交流とか幾つかそういう付論のところは議論できたかなとは思のですが、あとはもう個々の判断にゆだねるところで終わりにしていいでしょうか。

宇都木委員 一つ、これ、僕だけが心配しているのかもしれないけど、採点の幅の問題をちょっとやりませんか。10点でしょう、これ。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 だから、評価によって、私は例えばこれは合格点ねと言って合格点の範囲は7点から10点の間ですと言うのと、合格点は10点ですとか、一番最後のほうは、だめなやつは2点ですとかいうのは。

早田座長 肝ですものね。

宇都木委員 人が少ないから、かなりウエートで変わっちゃうので。

早田座長 わかりました。じゃ、採点のほうに入っていくことにしまして、その話も含めてだんだん、一次審査採点の話に入っていこうと思うのですが、その話に入る前にちょっと寄附ですとか幾つか前提となる細かいことを片づけておけば、その算出方法の話とかやりたいと思うのですが。事務局のほうでちょっと説明をいただけますか。

事務局 では、こちらの部分、確認事項ということで前回から出ている話の部分で、今回一次審査に当たって考慮していただければと思ってお話をさせていただきます。

まず、寄附金の取り扱いですが、20年の4月以降の寄附金につきましては、その寄附

状況について、前回の第1回支援会議の中で配付をさせていただいております資料3のとおり活用してほしい分野及び団体の指定がございましたので。

寄附者の意向を考慮して審査をお願いしたいと思っております。前回、団体指定で1件、ローカルアクション・シンクポッツ・まち未来への団体指定があったのですが、そちらの団体さんについてはお電話させていただいたのですが、今年度は申請のご予定がないということで、結果的にご申請はなしということになりましたので、分野の指定の部分についてご考慮いただければというふうに思っております。

それから、合計点の算定方法、一次審査の算定方法については、一昨年の実施の方法に戻しまして、昨年度は7人の審査員の中の一番高い得点をつけられた委員さんと、一番低い得点をつけられた委員さんの2人の採点を除く中間5名の委員の合計点で採点という形をとっていたのですが、採択されなかった団体さんが、単純に合計点で振ったものと、中間5名でまとめたものが、結果的には変わらなかったもので、一昨年の実施方法のほうに戻させていただいて、7人の委員の採点の合計点ということで合計点の算定を行っていきたいというふうに考えております。

こちらについては、21年2月13日に行われました第5回の支援会議のほうにおいて説明をさせていただいて、了解を得ております。

以上です。

早田座長 まず、指定の話は実際出てこなかったもので、では、こちらの判断でらせていただいても構わないということですね。

それから、あともう一つは、前回の両極端の二つを外して中の5名の値をとるという方は同じ、やってもやらなくても大して変わらなかったもので戻したいということです。

いかがでしょうか。よろしいですか。いろいろ工夫はしてみるものだと思いますけども、戻すのももちろんあっていいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

じゃ、そうさせていただきます。

あとは、細かいプレゼンテーションの話に入ってよろしいのでしょうか。

宇都木委員 ちょっと気にしているのは、さっきも言ったのだけど、内容評価はいいと思うのです、いろいろあってもいいので。ただ、例えば僕がいると、これは上中下に分けると、これは上だねというのは、じゃ、10点あれば10点から7点の範囲ぐらいのところを点数を割り振るか、中で言うと、じゃ、6点から4点ぐらいの範囲で割り振るか、それから下でしゅゃえば3点からというのがあるのではないかと。

早田座長 ああ、そういう意味ですね。

宇都木委員 そう思っているのです。それを上にするか、中にするか、下にするか判断は内容を見て、その人たちがやればいいことなのだけど、そこの評価があまり幅があり過ぎると、何て言うのかな。

早田座長 全体に甘い人と辛い人と。

宇都木委員 うん、ちょっと動き方が。今年は7人だから、幅がこうかなり、それはやる必要がないと言えばいいのだけど、そういうこともちょっと気になるなという感じがして、それはそんな例というのはあまりいいのじゃないのといえは構わないのだけど、何かちょっと皆さんの意見を聞いてみたいなという気がするものだから、ちょっと。

早田座長 いかがでしょうか。

関口委員 私は宇都木さんの意見に賛成で、例えば大体よくできているなというのは5点にするという皆さんのご了解があれば、ああ、これは標準的な内容だから5点。特にすばらしいという内容については10点をつけるみたいな、ある程度目安をつけていただいたほうが、実際皆さんが思っている評価の内容が点数に反映されるのかなと思うのですが、いかがですか。

早田座長 これまではそういうのはなかったのですか。

宇都木委員 だから、多分人によって相当合格点でも幅が違う、要するに点数が違うのです。これ、全部満点だと何点。

事務局 50点です。

宇都木委員 50点か。だから、満点で50点の人と、満点で35点の人といるのです、それは。そうすると、そこで15点の開きがあるから、どういうふうに評価するか、点数をつけるかによっては動いちゃう。だから、いいほうに動くのならいいけど、悪いほうに動いたときに。

伊藤委員 あれもそうなのだけど、よくても9とか10、まあ、10なんてつけない。悪くても1とか2はあまりつけない。間で収縮させちゃうという人と、多分関口さん言われたように、10もあるのだから10もつけるし、1もあるのだから1もつけると。そういう人が来る。それを先ほど宇都木さんが言ったように極端にこうあるけれども、悪くても2から4だとか、よくてもほぼパーフェクトなんてあり得ないとすれば9か7の間だということでしょう、ある程度の。

宇都木委員 うん。だから、そのどのようふうなくりにするかは別にしても、点数

のばらつきで変わっちゃって、これ、やってみるとシリアスで2点か3点で変わっちゃうのだから。ボーダーラインがあったら、2点か3点だけで、その差で落っこったりするわけだから。

だから、おおよそ大体の評価というのはこんなものだねというのが、方向性みたいなものが、みんながそういうことを考えておくか、あるいは全く白紙でやってみるか。今まではそんなこと議論しなかったのだけど、でもこのディーリングのところにいるんな問題が起こる。

伊藤委員 固まっていたから、ボーダーのところの1、2点でポッと切れるでしょう。

宇都木委員 まあ、無理無理じゃなくていいのだけど、そんなようなことをみんなが頭の中に入れつつ点数をつけるときに、これは6点だね、これは5点だね、これは3点だねと、これは7点だねとか8点だねとかと。そういうのを、おおよそのところで何か基準と言ったら変だけど、考え方みたいなのを。

鈴木委員 要は話を聞いていると、絶対値ではなくて、正規分布でつけてくださいということですか。絶対値は、これ、みんないいと思えばみんな10をつけちゃうのです。ところが、この案件の中で、正規分布をちゃんと評価しなさいと。

宇都木委員 そうです。

鈴木委員 そういう言い方のほうがいいですか。

宇都木委員 いいと言っても、10点のいいのと、7点のいいのとでは違うわけだ。

鈴木委員 そうそう。あるいはもっと、私は今何でそういう言い方をしたかとする、ある人はせっかく提案したのだから、これはわかりませんよ。もう悪い点は悪いよねと、だから10から5なんかみんなつけちゃうわけです。そういうことはやめてくれということですよ。

宇都木委員 うん、そういうふうにしらないほうがいいでしょうねと。

鈴木委員 ですよ。

宇都木委員 おおよその、いいところというのは大体こんなようなことかねと。

鈴木委員 こういう制限を設けて、こういう視野でちゃんと評価をしてくださいと。

宇都木委員 うん、そのほうが偏らないのではないかと思うのです。

早田座長 一応その正規分布というのは母集団があって見分けるわけですので、母集団が何かということなのだと思うのですが、母集団が過去のものを含めてやって、今年全部だめだから、もうはしにも棒にもかからない、1個もだめだということも含めて新宿区の母

集団というものを書くか、今回15個の中だけで書くかによって話がだいぶ違うと思うのですが、それはいわゆる相対評価かどうかという話だと思うのですが、どうなのでしょう。15、基本的には15の中で正規分布は書けませんので、統計上。

ですから、それはちょっと厳しいかなと思うのですが、概念的にそういうふうに想定、頭の中でしてやるという話なのか、絶対評価でだめなものはだめ、いいものはいいというふうに、ピシピシともう1個1個判断していけばいいとお考えになるか。

鈴木委員 絶対評価でいいものはいい、悪いものはだめというのは、私もそのとおり、だから正規分布です。ところが、みんな5以上でつけちゃうと困りますよねという話なのです。

早田座長 絶対評価だと正規分布にならなくて、全部100点でも、全部50点でもいいわけですよね。そういうのはやっぱりよくないというふうに思うか、例えば真ん中が35点、何点ぐらいですか、平均点は。例えば30として、違っちゃうかもしれませんが、ですからそこにこうやって当てはめていって、いいものは40とか、すばらしいのは40とかいうのをつけるかどうかということですか。

宇都木委員 これ、難しいのは、この提案の中でも部分的にもものすごくいいものがあるのです。その提案全体はよくなっても、やっぱりこういうところは主文として重視してあげたいねみたいなのところがある。それはこの項目の中でいうと、例えば発展性だとか継続性が高いねとか、だけど資金計画が全くゼロだとか、自立性がないねとか、ほかでは点数悪くてもここだけいいねという、そこだけいい点数をつけるわけ。そういう点数のつけ方をしているわけです。

まず相対点数をつけて、これは平均より下だからというやり方もあるでしょうけど、これはそういうやり方をしていないわけです。だから、それぞれの項目で点数をつけるものだから、だから、まあ、これは真ん中だねと言ったら、5点の場合は3点とか2点とか、そこら辺を基準にして、そこから上はいいところ、そこから下は悪いところと、こういうふうにしないと。

早田座長 そうですね。今まで皆さん、どうされていたのですか。

宇都木委員 いや、それぞれがバラバラだから、その幅が多過ぎると、えー、何でこんなところが入っちゃったのと思う人もいたわけ。

鈴木委員 それで、今までそういう課題があったので、事前の協議をしようということで、こういう場をつくったのです。

早田座長 今まではバラバラ。

鈴木委員 そう、自由に。

伊藤委員 個人の尺度の中でつけているから、こういう長い物差しの人がいて、つける範囲も長いし、短い範囲の中で狭い範囲でつける人もいるし、それを7人がいるから、まあ、平均とればいいのではないのという意見もあるのだろうけど。

鈴木委員 ところが、その平均とればいいのではないのとやったのだけど、ボーダーラインというものがあって、僅差の1点差で負けちゃった。そうすると、そこの少しガイドを設けたほうがいいよねというので事前協議しようねというのが、本来のこの場なのです。

早田座長 よくわかりました、採点するときに。

宇都木委員 だから、今まではどういう採点をするかということをやってきたわけでしょう。今度はその採点の幅をどこに基準を置いて点数をつけるかというのも一緒にやらないと、そうじゃなきゃ、全部落とすちゃうとか、これはいいとか、そういう乱暴なことになっちゃうから、いいところはいいところで評価してあげなきゃいけないし。

早田座長 じゃ、仮に何かしらそういう基準を設けたほうが採点しやすいという意見が多そうだとすることでよろしいでしょうか。

それで、その原案というものをつくる必要があるのでしょうかね。

宇都木委員 原案というか、おおよその考え方でいいと思うのです。だから、これは、まあ、この中で見て評価して、例えば2番の人たちのこれがそれぞれこうやってみて、これは大体まあ、いいというふうにも言えないし、悪いというふうにも言えないねというの、そういうのだったら中間点で、あまり幅を膨らませない中間点で点数を、10点のところだったら5点プラスアルファ、マイナス1とかプラス1ぐらいに必ずとか、何かそんなようなぐらいのところではみんながそうだねという、大まかな合意でいいと思うのです、それはみんなそれぞれの評価の仕方があって、考え方があって違うのだから。

ただども、まあまあというのを5点の場合に3点と2点と1点違う。10点の場合は3点から4点ぐらい開きが出ちゃうわけだ。

早田座長 これ、5月か何かにもう1回議論するチャンスがありますよね。

事務局 いや、実は4月の30日までに。

伊藤委員 あくまでも1から10の中で、この15の団体を割り振るという意味では全然ない。

宇都木委員 ない、そうそう。だから、上中下というのは変だけど、上中下にしたら、

大体その範囲というのは大まかこんなものかねと、みんなが想定できる範囲のことでやってみると。あまり差が出ないようにしないと。

早田座長 じゃ、いわゆる相対評価であると。

宇都木委員 説明がつきにくいのだ。

早田座長 全部いいから全部50点というのはなしよということはよさそうですね。その幅をかなり広目に伸ばすか、どうするか、どうでしょう。つまり落とすというものは遠慮なく低い点をつけたほうがいいのか。

宇都木委員 それはそれでいいのです、その判断基準は。だから、それがこの団体は対象に、今度の助成金の対象にならないねと言うのだったら、それは自然に点数が低くなるわけです。それは個人の判断で、価値判断もあるからそれはそれでいいと思うのだけど、悪いというこの項目ごとにいい、悪いをつけなきゃいけないわけです。一つで決めるわけじゃないです。その結果が、そのトータルで関口さんはCクラス、私はBクラス、先生はAクラスと、こうなるわけだ。例えばそうなるわけです。だから、そのところをある程度幅を持ったほうが、幅をありつつも。

早田座長 幅の議論だと思うのですが、遠慮なく0点もつけたほうがいいと。それが、何か人によっては優しいから、悪くても3点ぐらいにしちゃう人もいると思うのですが、その辺はどうでしょうか。遠慮なくだめと思ったらつけて構わないと。

じゃ、そういう幅はお任せするけど、つけても構わないという理解でいいのでしょうか。

宇都木委員 ある程度みんながあまり、だから例えば10点の場合は5点、だから5点を基準にして何かこう。

関口委員 あまりよろしくないのがゼロから3ぐらいで、普通の間が3から7ぐらいで、本当にすばらしい、とても先駆性があるのだったら8から10とかにつけるというイメージ。

宇都木委員 うん、イメージとしてはそんなことを考えてみてもいいのではないのと、私は思っていますと。

早田座長 引き伸ばすことですね。

宇都木委員 私はそう思っているのです。そうじゃないと、1人が反対の点数をつけると、ひっくり返っちゃう。だから、勝手な判断はそれぞれあってもいいけども、点数のあり方というのは、少しみんなで見え方を交換してみたらどうかねというのが私の提案です。

早田座長 いかがでしょうか。

伊藤委員 ちょっと全体じゃなくて個別になっちゃうんですけど、一番最初のニーズがあるかだけ、これはこれを読んだ限りでは、一つか二つの団体ぐらいが全体的な統計、区の統計、新宿区の統計ということをやっているのだけど、ほかのところは全然書いていない。じゃ、どんな形でニーズがあるのかというと、僕はそれは出ていないから、そういうところを低くしようと思っていたわけ。

本当だったら、今言ったようないろんな統計があって、その統計を分析して、こういう結論を導き出したとか、そういうのがあればすばらしいと思うのだけど、そういうような展開をしているところは全然ないので、それでいいと特に、だから低くしちゃおうかなと思った。これは10点なのだ、ここの採点。

宇都木委員 だから、簡単な話で、参加者が多いからニーズがあるのだという、そういう理屈というのは、団体はそういう理屈なのです。だけど、審査会としては、本当にそれでいいのと。

伊藤委員 来ている人に聞くと、みんなこれはあったほうがいい、もっと拡充したほうがいいのかいう、そういう意見なのね、ニーズが。

宇都木委員 そう。それはだってそのために、ニーズがあるから自分たちの活動をしているわけだから、その範囲においてはニーズ100%なのだ、絶えず。

早田座長 じゃ、大体そっちの方向の意見が多そうですので、全体に引き伸ばして、我々の視点で厳しくつければつけるということによろしいでしょうか。あとは個々にお任せをいたします。

大事なことがいろいろ決まっていたような気がしますけども。

それから、あとは一応得点率6割ぐらいということがあるのでしょうか、その辺ちょっと説明を。

事務局 公開プレゼンテーションの関係です。それはお手元にお配りをさせていただきました資料の1です。平成21年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領(案)その下にサブタイトルとありますが、昨年度同様13団体、発表8分、質問5分で実施した場合ということを今回参考資料として委員の皆様におつけさせていただいております。

今年度も二次審査、この公開プレゼンテーションの方式で行うことを予定としております。この公開プレゼンテーションですが、プレゼンテーションの方法は各団体自由にしております。準備時間も発表時間を含めて、プロジェクター等を区のほうで用意しまして、パワーポイント等を利用したプレゼンを可能というような形にしております。

昨年度の状況でお話をさせていただきますと、一次審査の集計の結果からおおむね一次審査の上位13団体程度、得点率にして6割程度をプレゼンテーションの実施団体として定めておりました。実際は昨年度、この基準に照らし合わせたところ、点数に若干この開きがありましたので、実際には11団体でプレゼンテーションを実施しております。

昨年度、委員から提案制度の審査の課題に出てきた部分なのですが、書類審査には限界があるので、なるべく多くの団体に直接説明を受けて、対面方式での審査が必要だという意見も出されておりました。

今日は昨年度と同様の規模でプレゼンを実施した場合のタイムスケジュールとして、参考としてお配りをさせていただいております。このうち上位団体のうち何団体をプレゼンの実施団体とするかについては、次回の支援会議の際に各委員の採点結果の合計を見て決定をしていただければということと考えております。

それから、この発表時間と質問時間の関係なのですが、昨年度はプレゼンにおける団体の発表時間については8分、委員からの質問は5分ということで実施をさせていただきました。これまでの会議の中でも質問時間をなるべく多くとりたいというような委員のご意見も出されておりましたので、質問時間等について拡大が必要かご審議をしていただければというふうに考えておりますが、今日はちょっと時間の関係もありますので、5月7日に一次審査を行いますので、その際に結論を出していただければというふうに考えております。

なお、プレゼンテーションを実施した日に助成団体と助成額を決定しているのですが、このことについては、各団体に6月上旬には助成金を交付するというスケジュールで要領等を配付しておりますので、この当日結論を出すということは必須事項ということになります。

それから、あと各委員の質問について、この5分間でこれまでは代表質問者を定めて、各委員からそれぞれ提出された質問票を取りまとめた形で、代表質問者がその各委員の質問も含めた形で考慮して団体に一本化して質問をしていただきましたけれども、例えば質問時間をもう少し話を長く聞くということで、例えば5分から8分とかに拡大した場合などについては、代表質問者をあらかじめ決めておく必要があるか、そういうことについてもご審議いただければというふうに思っております。

このあたりの結論は次回、5月7日の日の一次審査のときにいただければ結構です。

関口委員 質問ですけど、これは5月7日に私たちが一次審査をして、すぐ団体の方に

お知らせが行くのですか。

事務局 はい、そうです。審査結果で、プレゼンテーションの実施団体に、決まったかどうかというのをすぐ通知をさせていただきます。

関口委員 それで、7日にすぐ通知したとして、15日がパワーポイントの締め切りじゃないですか。これはもうちょっと遅くはできないのですか。ちょっとNPO側にとってはきついかなという気もしなくもないのですけど。

あと、プレゼンテーションの説明資料が15日必着というのは、20日にやるのであればその次の週の月曜日とか火曜日とか、そういうふうに。もちろん事務局の方の事務もあるのでしょうけども。

事務局 そうですね。

関口委員 審査結果の通知から1週間で資料とパワーポイントを準備しろというのは、なかなか、どうなのですか、例年、皆さん。しかも8分です、結構プレゼンテーションも長いという気もしなくもないのですが。

早田座長 例年それでやってきたのですか。

事務局 はい、例年説明会のときにこういうスケジュールで行いますということを各団体さんには説明をさせていただいております。確かにちょっと暦の関係もあって、今年は15日金曜日までというような形なので、かなり確かにNPOさんにとって厳しいスケジュールにはなっているかなというふうに思います。

ただ、なかなか15日金曜日といいますが、金曜日にすべてがなかなかそろって出てこなくて、何度かやっぱりやりとりが実質出るのです。その関係でちょっと早目に設定をさせていただいているというような意図もあります。

関口委員 わかりました。

早田座長 日程はこれでよろしいと。あと、この数について、どれだけ絞るかについては、皆さんのほうでなるべく直接団体に話を聞かないとわからないと。書類の書き方がうまいところもあって、会ってみたら書類はだめだけでも、とてもいいじゃないかという活動もあるし、逆もあるということで、お話はそういったあり方だと思うのですけども、かといって、じゃ、多くしてしまうと、今度1個当たりの質問時間が減ってしまうと。今度、プレゼンのほうで見抜けなくなってしまうという悩ましい問題がありまして。

地域調整課長 よろしいですか。今回は協働推進基金のこの申し込みをいただくに当たって、実施要領というのをそれぞれNPO団体さんのほうにお渡ししてありまして、その

中のスケジュールに5月7日に書類選考・一次審査と、20日に公開プレゼンテーションを実施しますという形でもうお知らせをしてあります。

先ほど事務局のほうから話がありましたけども、1回ですんなりといかないものですか、とりあえず15日、一つの締め切りという形でさせていただかないと20日に間に合わないという部分がございますので、若干タイトなスケジュールですけども、事務局としてはこのスケジュールでちょっとやらせていただきたいなと思っています。

それで、7日に審査が終わって、遅くとも8日には通知できるようにさせていただきますので、若干日数短いんですけど、これをお願いできればなというふうに思っています。

早田座長 3点ですね。事実上それでNPOさんがおくれてくる場合があるし、毎年やっているし、そもそもこの日程はNPOは知っているという2点。ですから、例年やっている。だから、これは動かす必要はないだろうと。

鈴木委員 去年の意見で、なるべく多くのNPOから話を聞こうよねというふうになったと思うんですけど、それはどういうふうに理解されているのですか、事務局は。

事務局 確かにそのようなご意見をいただいておりますので、今回仮のスケジュールとして昨年度と同様の形で出させていただきましたけれども、次回、一次選考の結果が出たときに、恐らく現実的に点数の開きがあったり、もちろん13位から15位の間が非常に近寄っている点数であったり、その辺の結果が見えてくると思うのです。その結果が見えて、もし全団体からヒアリングをしたほうが必要だろうということで、各委員のご判断があれば、そのような形でスケジュールを検討させていただきますし、もしくはもう少し団体を絞ってじっくりお話を聞こうということであれば、それに向けたスケジュールということで。

鈴木委員 だから、結論を言うと、今この1時以降にこの予定がなっているのだけど、全団体からヒアリングするよとなったならば、午前中からの場所の手当てはできているですね。

事務局 場所自体はとってあります。若松の地域センターなのですが、午前中からスケジュールをとっております。仮にこれ15団体全部をプレゼンテーションして、なおかつ質問を3分延長して8分で実施した場合、これで仮に計算をしてみますと、午前10時からプレゼンテーションが始まりまして、最終的に支援会議の閉会予定が午後4時25分というスケジュールで、丸一日の予定の中で組み込めるかなというふうには考えております。

鈴木委員 すみません、たびたび。皆さん、委員の方に、20日のその午後の時間どり

をお願いしているのだけど、もしかすると採点の結果等によっては朝いちからなる可能性があるので、スケジュールは念のために朝から覚悟をお願いしますというのが、妥当のお願いでしたよね。

伊藤委員 それは前回もある程度合意がとれていた。

鈴木委員 ええ。ということを書いておかないと、何か相変わらず事務局が言ってきているのは午後かと。じゃ、選択しろということかというふうに見えちゃうのです。

早田座長 なるべくきちんと時間をとったほうがという話なのですが、さて、さはさりながらというご意見はありますでしょうか。

宇都木委員 それはだから審査結果を見て決めるということになる。場合によったら1日になることもあると。必ずしも1日で全部やるかどうかというのは審査結果を見て。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 じゃないと、審査をやった意味が。

早田座長 つまり時間を割くということ、ちゃんと見抜くためにはむしろ絞ったほうが見抜けるかもしれません。悩ましいところで、じゃ、次回ということで。

鈴木委員 何が次回ですか。

早田座長 つまりその絞り方というのは、次回、採点が終わった段階で決めていいのですよね。

地域調整課長 よろしいでしょうか。ですから、今、鈴木委員からもご意見がございましたけども、一次審査の結果で何団体ヒアリングするかというのを、次回決めていただきまして、それによってはもしかしたら午前中から。団体数によって多ければ、もう午前中から会場はとってありますので、午前の段階から開始をするということでもよろしいでしょうか。

鈴木委員 わかりました。

伊藤委員 少なくなればこの時間帯で。

地域調整課長 そうです、最初から別に午後だけということだけじゃなくて、昨年からの議論も踏まえて1日会場を抑えております。

鈴木委員 くだいようですけど、協働事業のほうのあれも、この助成のほうも、昨年度の我々の結果というのは、やっぱり聞いてみないとわからないねというのが結構皆さんの意見だったのです。だから、ちゃんと聞くというのがまず基本だと思っています。

早田座長 よろしいでしょうか。結果を見てからそのことを決めたいと思います。

プレゼンテーションについては、あと時間配分、質問時間等はそういうことでよろしいでしょうか。

あとは、ほぼこの助成事業のほうはそのぐらいいかなとは思っているのですが、事務局のほうで助成事業のほうはそのぐらいい議論でよろしいですか。

事務局 はい。

早田座長 では、協働事業提案のほうに移ってよろしいでしょうか。盛りだくさんではありますが。じゃ、そちらの資料の2のほうでしょうか、また事務局のほうで資料のご説明をお願いします。

事務局 では、資料2と3について、協働事業提案について説明をさせていただきます。

まず、資料2をごらんになってください。資料2は21年度新宿区協働事業提案募集要領の案ということでご提示させていただいております。まず、前年度と変えたところをお知らせいたします。前年度の評価等を通しまして、協働事業提案制度の終了後はどのように事業を継続させるかを考えて計画するということが大切であるということが、だいぶ議論の中でも出ておりました。

そこで、提案募集を周知する際に提示するこちらの協働事業提案募集要領のほうに、NPO等が事業を継続的に実施できることを目指して、協働事業はNPO等の地域活動団体に自立性を高めてもらいたいという考えもあって行っているということ盛り込むような内容に変更したいと考えて作成いたしました。

まず変えたところです。こちら要領のこの資料2の1ページのところで、まず協働事業提案制度の目的の部分を変更しております。昨年の審査の後の会議で、この目的がわかりにくいとのご意見もございました。そこで、協働事業を実施する背景に関する記載を前のほうに出して、次にこの要領における「NPO等」という言葉の定義を持ってきました。目的には、NPO等の育成の支援についての文言を追加しております。これは協働事業の評価の際などに、NPO等の育成の視点も持ってこの事業を実施しているとのお話がこの会議の中で何度か出てきておりましたが、その目的にそれとわかることが今まで記載されていなかったため、追加したものであります。

また、こちらの目的のところ、協働事業については、NPOと区が協働の基本原則に基づいて取り組むということ明記いたしました。それで、こちらの協働の基本原則についても追加をしております。

早田座長 皆さん、この協働の基本原則はよくご存じですね、この6個ですが。

事務局 はい。次に、4ページのほうをごらんください。4ページ、ちょっとわかりづらいものになっておりますが、まず上のほうにございます黒と赤字の対象となる協働事業につきまして、この黒の文字は昨年度のもので、そこに追加したのが赤字の部分であります。それを赤字の部分、修正したものをそのまま抜き出したのが、下の枠の中にある青字のものになっております。

こちらのほう、協働の目的とその評価の課題を踏まえて追加・修正を行いました。具体的には、まず1番目です。こちら公益的・社会貢献的事業で地域課題や社会的課題の解決を図るために区と協働で取り組むものであることというものだったのですが、こちらのほうにもともとあった黒字の5番、黒字で消された5番の部分です。地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点が取り込まれていることというのを、この1番のほうにも持ってきて、「公益的・社会貢献的事業で地域課題や社会的課題の解決に向けた事業で、行政が取り組めていない新たな課題が取り込まれている事業」としてあります。

それから、2番につきましては、文言の修正だけです。

3番、4番につきましては、新たに追加したものとなっております。こちら、3番が「事業対象者だけでなく多くの区民に協働の輪が広がり、事業の継続や拡大が見込まれる事業」。4番としまして、「事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業」。こちらのほう、対象者だけでなく、多くの区民の方に地域参加ということを、その意欲を掘り起こすことができるようにという視点を持って盛り込んであります。

それから、5番につきましては、こちらも文言の修正だけです。「協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業」。

6番につきましては、協働の役割分担が明確かつ妥当だと、あと相乗効果が高まるというのが一つの文に入っていたのですが、こちらのところ、それぞれ重要なポイントを占めるものですので、別建ての文章にいたしました。6番に「NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業」。

7番のほうに役割分担を持ってきて、「協働の役割分担が明確かつ妥当である事業」。

それから、8番は黒字の6番だった部分、「予算の見積もり等が適正である事業」は文言の修正のみです。

それから、9番に新たなものとして、「NPO等の活動基盤の強化や組織人材の成長につながる事業」というものを入れてあります。

それから、続けてよろしいですか。8ページをごらんになってください。

8 ページが審査基準になります。こちらのほうにその継続能力のところなのですが、中・長期的な視点を持って計画されているかということを見る項目を追加させていただいております。継続能力の下の二つの四角のところです。青字になっている部分です。「提案した事業を継続するために、組織の成長、自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか」。それから、「計画を継続して実現するためにみずから資金や人材の確保に努めているか」というのを加えております。

続きまして、資料3をごらんください。

資料3は実際に書類審査で使います採点表になっております。こちら、まず表の一番上の欄です。大きく二つに分けておりまして、提案事業審査と団体審査となっておりますものを、この資料2の8ページのところの審査基準に合わせまして、協働の必要性と事業の実現性の二つの柱に変えてございます。

それから、採点の部分、採点の点数の部分なのですが、まず(9)団体の継続能力は目的と対象となる協働事業にNPO等の自立を含めた事業の継続性について追加いたしましたので、その部分も含めまして点数を膨らませて10点満点に改正したいと考えております。

また、(2)の課題解決の手法・形態の部分ですが、こちらについても10点満点に改正したいと考えております。これは区が協働提案を行う目的としまして、対象となる事業の1番にありますように、行政が取り組めていない新たな視点がある事業を提案してもらいたい、また協働事業によって多くの区民に協働の輪が広がってほしいという思いがございますので、この8ページの審査基準のところではこれが該当する課題解決の手法・形態のところを適合させまして、こちらの2番の点数を5点から10点に変更したいと考えております。

それから、もう一つ、審査のスケジュールのところなのですが、戻りまして、資料2の7ページになります。こちらのほう、まだこれは今日の話し合いも踏まえて変更していかなければと考えている部分でございますが、まず事業提案の募集期間が終わりまして、提案されました事業につきまして、一次審査までの間に、審査会から提案内容等に関する質問というのを受け付けるようにしたいと考えております。

それぞれの審査委員の方たちから、それぞれその団体等につきまして疑問に思うことを、こちらの事務局のほうを通して団体に質疑を行いたいと考えております。

本日、事務局のほうで改正案として出させていただきたいのは以上です。

早田座長 ありがとうございます。ポイントが幾つかあったと思うのですが、一つは趣旨を育成する視点ですか、大きくNPOを育成する視点というものを、前回議論になったところですが、入れたということです。

あとは、協働の原則というものを掲げて、それに照らしながら作成し、また判断もしていきたいということです。

それから、あと判断基準としまして、この審査の視点を九つに整理し、特に継続能力を追加し、配点を変えたということです。

順番から行きますして、少しこの趣旨の先ほどの育成の視点であるとか、協働の基本原則を入れたとか、その辺からご意見をいただければと。

鈴木委員 4ページの変更点のほうの項目の3項目で、多くの区民に協働の輪が広がりというのは、これは具体的にはどんな意味になるのですか。

事務局 こちら、多くの区民という表現にしておりますが、まず前年度の事業でも、やはり講座の事業がございましたけども、講座対象者が講座を修了しまして、その後活動の場を広げられることで、いろいろな多くの区民の方たちに対して、またその自分たちの習得したものが伝わっていくようなイメージであります。

早田座長 この事業でそれがまた参加する側にいろいろと広がって、波及効果があるということでしょうか。

地域調整課長 この事業で完結するのではなくて、それをもとにさらに波及的にその協働の輪が広がるような、そういうところまで含めてこの3番のそういう趣旨でございます。

鈴木委員 だから、協働というのは区民と行政の協働と。それで受けた成果が、一般区民に広がるという意味ですね。

地域調整課長 ええ、そういうことです。

鈴木委員 そうすると、その協働の輪が広がるという表現が妥当なのですか、適切なのかな。協働というのは、協働する人がどんどんふえるというのが。

事務局 ここでは、この輪が広がっていくのは、必ずしも行政とこの地域活動団体の協働ではなくて、例えば地域団体同士の協働です。それから、地域団体と企業との協働なども想定しております。

早田座長 輪という言葉に込められた意味は、する側とされる側とか、それがなくなって、あまり問わずに入っているわけですね、行政だとか住民だとか、協働をされる側とか、する側とかいうことはもうなくなっていくと。

鈴木委員 昨年度、結構ここの文章をちゃんとこだわったのは、私の記憶だと、ここで明確に定義をすることによって、後の評価ができるよねと。何かわからない抽象的な言い方の表現をしておく、いかようにでもこれをとらまえるというか、だからなるべく適切な表現が望ましいねということで多分書き直しているのだと思うのです。

早田座長 ちょっと輪がかえってわかりにくいという感じでしょうか。

鈴木委員 いや、だから先ほど事務局が言ったことがその解釈ならば、そういうふうには書けばいいでしょうと。輪が広がりとなると、何かよくわからないと。

事務局 抽象的です、はい。

鈴木委員 と思うのですが、どうなのでしょう。

早田座長 もう少し。

地域調整課長 そうですね、表現については工夫させてください。趣旨については先ほどご説明させていただいたとおりです。

早田座長 趣旨はよろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

伊藤委員 1番のところの行政が取り組めていない新たな視点、の視点は取り組むものなのかどうか、言葉の解釈。視点というのは見方だと思う、取り組むものじゃないと思う。僕もどういうことがいいか、ちょっとすぐ浮かばないのだけでも。

早田座長 持っていないということですか、例えば。

伊藤委員 そうそう。視点は取り組むものじゃないと思うのだけど、見方なので。だから、ちょっとこれ、読んだら違和感を持ったのです。

早田座長 視点は取り組むものでなくて持つものだ、課題を。

伊藤委員 そう。

早田座長 取り組むならアプローチだとか、何かそういうちょっと調整をしてほしいということですが。

事務局 新たな課題。

伊藤委員 新たな手法とか。

早田座長 課題、手法ですかね。

地域調整課長 そうですね、この趣旨は今まで行政の立場でだから気づかなかった、あるいはこういう切り口がわからなかった。

伊藤委員 見方の部分。

地域調整課長 そうなのです。それを提案していただく事業者の方から、それを出してもらおうとありがたいなという思いがあって、新たな視点というふうに表現したのですが、ご指摘ございましたので、これを課題、手法とか。

伊藤委員 前を生かせば、視点を生かすのであれば、今、課長が言ったような形で持つてこざるを得ない、見方の部分。と思います、それはお任せしますけど。

早田座長 日本語の問題と言えば問題なので、ちょっとこれも整理していただくことになる。今、まとまらないですかね。じゃ、そうさせていただきます。

宇都木委員 これ、書いてあることはもっともだし、そうだと思うのだけど、いるのかね、対象になるところが。

早田座長 どこですか。

宇都木委員 この対象、協働事業を具体的にこれを満たすところがあるのかねというのがちょっとある。

早田座長 何番のところでしょうか。

宇都木委員 いやいや、全部。

関口委員 資格要件だからすべて満たさなきゃいけないのです。

宇都木委員 いやいや、だから対象となる協働事業というのは、こういう条件を織り込んだものじゃなきゃいけませんとなっちゃうと、だからこのうち幾つというのではなくて。

鈴木委員 ああ、なるほど。

宇都木委員 イメージを、協働事業のうち、この制度で提案できる事業は次の要件をすべて満たすことが必要ですと言うのでしょうか。

鈴木委員 すべてだから。

宇都木委員 そうすると、そんな団体があるのかねと。そんな提案できる事業提案団体があるのかねと、こういうふうになるから、すべてじゃなくて、次の要件を満たすぐらいにしておかないと。

事務局 すべてをなくす。

伊藤委員 緩和させて。

鈴木委員 すべてはね。

関口委員 これ全部は相当すごいです。

宇都木委員 相当じゃない、いないよ、日本では。

鈴木委員 確かに、そこは見落としました。

事務局 欲張り過ぎですね。

宇都木委員 だから、そうするとこれに基づいて、これはどう、あれはどうと言ったら、一つ引っかけたらだめということになっちゃうじゃない。だから、そこは下に書いてあるように組織の育成だとか人材の育成だとかと言っている以上は、やっぱり多少幅を持ってやらないと。

早田座長 そこで考え方は2個あると思うのですが、すべてをなるべく見るのだけでも、満たさなくてハードルを下げるか、すべてという文言を外すかどっちでしょうか。

宇都木委員 外したほうがいいと思います。

早田座長 外すのですか。

宇都木委員 これは紙に書いて出すわけだから。

早田座長 そうすると、このうちの極端な話1個でも応募してきていいという話に、逆になっちゃうのですが。

宇都木委員 いや、だからそれは審査で考えればいいわけじゃないですか。すべての要件を満たすということになると、相当。

内山委員 相当しないといけないね。

宇都木委員 うん。

早田座長 すべてをとったとして、次の要件を満たすことが必要ですとなっても、日本語としては変わらないと。

宇都木委員 変わらない。だけど、すべてよりは。

関口委員 望めますとか。

宇都木委員 あまりあいまいになってくると、すべての要件となっちゃうと、これちょっときついじゃないですか。そのどれだけ幅を見てやるかだけ。

早田座長 なるべく満たすはだめですか。

宇都木委員 なるべくはだめです。そういうのは。

早田座長 よくないですか。

宇都木委員 うん。だから、次の要件を満たすことが必要というか、満たす団体とか、事業計画。

鈴木委員 いや、満たすことが必要で、それでいいと思うのは、すべてだけをとれば、あとは審査の中で著しくここがだめだというのはもう落ちるわけですから。

内山委員 だめだったら、それはマイナスだね。

鈴木委員 審査会で。

伊藤委員 程度の問題になっていくから。あとは。

鈴木委員 予算の見積もり等が適正でなかったら、やっぱりこれは落ちるのです。

宇都木委員 確かに。

鈴木委員 すべては厳しいと。

早田座長 すべてをとるといのはどうでしょうか。

宇都木委員 応募できなくなっちゃうでしょう。

早田座長 事務局で困ることはあるでしょうか、すべてをとると。

事務局 いえ、ございません、はい、大丈夫です。

早田座長 よろしいですか。とってもよろしいそうですので。

伊藤委員 あとはすべてを入れとくと、事務局で最初にチェックして、外れるのがポンポンと切っちゃう仕掛けなのじゃない。

事務局 そうですね、要件に合っていないということで。

伊藤委員 そう、最初の人に。

宇都木委員 受け付けないのだ。

伊藤委員 これをチェックして行って、チェック表をつくって、もう受け付けないという話になっちゃう。

早田座長 間口が広げられる。

宇都木委員 それで審査会開くのだよ。

伊藤委員 受け付けたということは満たしていると思っているでしょうと、後で言われちゃうかもしれない。

宇都木委員 いや、それは通さなきゃいけない。

早田座長 すべてをとると。

宇都木委員 とったほうがいいのではないですか、多分。

早田座長 じゃ、そういうことにさせていただきたいと思います。

宇都木委員 あともう一つは、これ、どこか説明で入れておく必要があるかどうかのただ、継続的事業が見込まれるものというのは、継続的事業となることが見込まれる事業というか、何かちょっとこれは団体だけじゃなくて、行政内部にもいろいろ議論してもらうときに、この事業が協働事業として成り立つかどうかというときに、その協働事業、1年だけの協働じゃなくて継続的な事業になっていくようなものを。

早田座長 3番。

伊藤委員 採択する仕組みで。

宇都木委員 うん、だからそこを何かでちょっと。

早田座長 3番の事業の継続や拡大が見込まれる事業と、こうなったわけですが。

宇都木委員 それでいいのですけど。

早田座長 これで何とかできますか、それ。

宇都木委員 これでいいのですけど、つまり協働事業というのはこういう趣旨なのですよというのは、前文にどこか説明が書いてあったかな。

早田座長 前文のほうにもあったかな。

事務局 前文は住民の意欲と能力を生かして、多様な主体が担い、地域を支える仕組みづくりを進めていて、その取組の一つが協働事業提案制度ですというのしか入れていません。あと、提案制度の目的のところでは、継続という言葉は使っておりませんが、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を支援することを目的としていますというふうにはしております。

早田座長 もとある6個の原則の中の2番に、自主・自立性の中に継続性という言葉が。

事務局 ああ、そうですね。

宇都木委員 もっと言うと、協働事業をすることによって住みよいまちづくりに地域社会が変わるとか、そういうことを意味したいのです。だから、それは何のために協働事業を推進するのかということの大きな意味はそういうことだから、そうするとこの前文のところにも何かもうちょっとつけ加えて、この協働事業というのはそういう意味合いがある事業なのです。そういう目的、方向性を持っている事業なのですよということを少し説明的に、皆さんはもうわかっちゃっているから、書かなくてわかっちゃっているのだけど、市民が見たら、そのことによって住みやすい地域社会につながっていくとか、市民社会が安全な地域社会になっていくとかという、そういう意味合いを少し出していったほうが、市民に対する説明としては、これは別に団体だけの説明じゃなくて、市民に対しても説明するわけだから。せっかくやっているのだから、趣旨はもう少しそんなようなところをどこかで、前文のところでもいいから入れたらどうですか。

早田座長 なるほど。目的のところの修正前のほうにあった地域社会の実現ということが、逆に少し後退してしまって、NPO側からになっちゃったということでしょうか。

宇都木委員 うん。だから、ここに前文でいいから、この協働事業というのはそういう、

市民社会をよくするための事業の一つとして取り組んでいくのですよ。つまり当事者は市民なのであって、行政なのであってというところが見えるように説明してあげたら、そんなに長くやることはないから。

伊藤委員 協働事業を行うことにより、社会の継続的な内容が図れるとか、そのためのものであるとか、協働事業は。

早田座長 事務局に質問なのですが、修正前の暮らしやすい地域社会の実現をその目的としますという言葉が、これはとっちゃったのですよね。

事務局 これは前文のところで、暮らしやすい地域社会をどのように実現していくかという、その一つの手法としてこの協働事業提案制度をしますよということ。2段落目のところで、「新宿区では、暮らしやすい地域社会の実現に向け、これまでもっぱら行政が担ってきた公共の分野に住民の意欲と能力を生かし、多様な主体が担い地域を支える仕組みづくりを進めています。その取組の一つが協働事業提案制度です」というふうに、ここは変えさせていただいた部分です。

宇都木委員 うん、だからもうちょっと優しくしてあげたら。

鈴木委員 整理すると、提案事業制度というのはこれで説明したのです。今、宇都木さんが言っているのは、協働ということをちゃんと定義をしてくれたほうがいいですよということなのです。協働というのはこういう地域課題の効果的・効率的な解決を図る、住民参加の促進を図り暮らしやすい地域社会の実現をするのが協働であって、その協働を進めるための制度が今、事務局が言った上段の2段落目に書いてあるということなのでしょう。

事務局 はい。

鈴木委員 宇都木さんが言ったのは、だから協働をもう少しちゃんとわかりやすく地域住民に説明したほうがいいよねということですよ。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 と思いますけど。

早田座長 初めに書いてあることと、審査の基準にも継続性が書いてあるのに、目的のところとか市民がそこを読むところに書いていないというのはちょっと、協働の中の目的なんていうのを言われちゃってもしようがないと。

宇都木委員 優しく、皆さんはもう全部わかっちゃっているから飛ばして書いちゃう可能性がある、短い文言の中に。だけど、やっぱりこういうのは繰り返し繰り返し市民に説明していかないと、なかなかわからないから。

鈴木委員 そういう意味で、確かに今指摘して、例えば「住民参加の促進を図り暮らしやすい地域社会の実現」云々という文言が入ると、四谷はいいけど、ほかの地域はどうなのだとなるわけです。その活動が活性化していないねと、行政はどう考えるのと。そういうことです。

早田座長 大事な視点です。

宇都木委員 いや、それ、前文に少し丁寧に書いて説明してあげたら。

事務局 はい、もう少し協働事業とはというところを盛り込みたいと考えています。

宇都木委員 そうすると出てくるものだから。

早田座長 そうですね。じゃ、ほぼこの目的のところはそれで、ほかにご意見はありませんでしょうか。

そうしますと、少し具体的にこの得点表の設計の話になってまいりまして、まず整理しますと継続能力というのを加えたと、9番目の項目を加えたということです。あとは、配点を2番を10点に少しアップしているということ、5点から10にしているということ。

事務局 継続能力のところも、今まで5点だったのを10点にアップしております。

早田座長 そうですか、失礼しました。両方項目があったけれども、得点をアップしたと。

事務局 はい。で、全部で70点満点になっております。

早田座長 前が60点だったのですね。

事務局 はい、前が60点です。

宇都木委員 それで、座長、さてそこで制限条項は何か設ける必要がありますかという話なのだ、応募で。

早田座長 制限条項といいますと。

宇都木委員 例えば3年やって、3年とも同じ団体が出してくるでしょう。

早田座長 さっきの下線の話ですか。

宇都木委員 そうそう。それと同じで、そういう制限項目を必要とするか、しないか。それは審査で考慮すればいいと言うのだったらそれはそれでいいけど、事前に説明をやるか、必要があるかどうか。

早田座長 協働事業提案のほうも結構条例屋さんみたいな感じになっているのでしょうか。

事務局 協働事業提案はまだ始まって3年目になるのですが、やはり同じところ、引き

続き申請なさっているところもございます。

早田座長 これ、何年目でしたか。

事務局 今、3年。

早田座長 3年目ですか。

事務局 審査が3年終わりました、今度4回目に。

早田座長 今度4回目ですね。

伊藤委員 このほうが行政が絡んでくることなので、行政がやりたくないというのも結構ある。そういうのはある程度継続してねという前提になってくる、見通しからすると。そうすると、最初からこの10点のところに、継続できる事業だけでも、区としてやらないのだから低い点数になるというふうにすればいいのでしょうか。

内山委員 採点の話になるから。

伊藤委員 そう、区からの課題がないのだから、もう。

宇都木委員 課題は今年はおさないの。

事務局 今、ちょうど募集をかけているところです。

宇都木委員 ああ、内部に。

事務局 はい。

宇都木委員 だけど、本当は区も3年計画とか5年計画とか、何か新しいまちづくり構想をいっぱい出しているのだから、今年はこれを重点で、3年ぐらいはこれを重点に入れましょう、この二つか三つは区がやりましょうというのは、そういうふうにしていったらいいね。

伊藤委員 そうしなきゃ継続しないよね。

事務局 ああ、同じ事業の課題を当ててということですよ。

宇都木委員 そう。例えば高齢者問題という漠然とした、例えば介護難民が出そうだから、介護のところを一緒にやれる市民事業を育成していくためにも、そのところを重点に今年は何かやりましょうかとか。

伊藤委員 5年ぐらiyorるかとか。

事務局 確かにそうですね。

宇都木委員 そういう政策論がどこかに入らないと、なかなかかみ合わないよね。だから、それは我々の審査委員会の、協働支援会議だからいいのかもしれないけど、審査委員会じゃないから。協働を支援するのだから、参考意見として言えばいいのかもしれない

いけど。

何かそういう、何かもう行政はみんなそうだけど、単年度予算だからなのかもしれないけど、こういうお金はある意味で政策誘導じゃないですか。そのお金を使って新しいまちづくりを掘り起こしていくとか、新しい事業を興していくとかいうことを、そこに住んでいる人がもう一緒になってやっていくことによって、そのまちが、その事業が定着するとまちが変わっていくよねと、こうならなきゃいけないので、そういう意味ではやっぱり多少の中期計画みたいなものだって入れておかないと、なかなか計画になっていかない。

伊藤委員 だから、ここ2回ぐらいNHKとかテレビで、新宿区の高齢者問題と介護問題の事業をやっていたけど、やられているから、そこら辺が結構出てくるような気がするのだ。そうすると、出てくる前に新宿区としては、ああいうことはどう考えているのかということをやっちゃったほうが早いのだ。

宇都木委員 例えばヘルパーが不足しているから、ヘルパーさん養成講座をやりたいというのはいくらも意味がないのです。ヘルパーさんはいるのです。そうじゃなくて、今いる資格を持っているヘルパーさんがどれだけ介護事業に参加してくるか、そのために何を政策手段として手当すれば、その人が復帰してきて、未永く介護事業が継続できるかという、そういうのを何かならない、そういうことがつながっていくような、そういう政策誘導があると、協働事業というのは本当の意味で一体化ができるのだと思う。

伊藤委員 NPOがやりがいがあるよね。やってもいいなというのは。

宇都木委員 だから、何かそういうところを、子育てもそうだけど、子育てサポーター養成講座をやるのと、その地域での保育園だとか幼稚園だとかのサポーターの組み合わせを、そういうのと一緒に事業でやらないと、養成したって、その人たちが活動の場がなかったら意味がないので、そういうことだと思う。だから、養成します、じゃ、不足している部分を行政としてその人たちを有効活用して、新しい人材を活用して、次のその協働事業として進んでいくという、そういうことがないとなかなか難しいから、そういうところはやっぱり政策誘導で、きちんと市民参加ということができるような枠組みを、予定の支援として、あるいは仕組みとして考えていくというような。

だから、そういう政策論というのはもっとされていかないと、もともとがそういう自分たちのまちづくりをどうやって、自分たちの住みよいまちづくりをしていくかということなのだから。

鈴木委員 今のお話を聞いていて、去年の協働事業というのは、行政側から出てきたの

が緑の間伐材の分だけ、言い方は悪いけど半ば販促活動のような提案が出てきて、そういう意味だと、今、伊藤さんもおっしゃられたけど、昨今の社会の今、高齢者とか、例えばこの間、例の他県へ介護施設の、あれ、新聞に載っていたものを、新宿30万の比率でパッと逆算していくと、結構生活保護世帯が新宿は多いのです、上位の4番目ぐらいになっていたかな。区外があれも結構多いのです。

そういう社会的なテーマ、あるいはその地域、まさに新宿区のテーマ、そういうものをちゃんとやっばり今、宇都木さんが言われたようにリードするような行政側がないと、ちょっとまずいのかなと。何かこのまま行くと、さあ、用意ドンで言ってきてくださいねと。

宇都木委員 だから、鈴木さんが言う行政の政策として何を具体化していくのか。それに市民がどうやって参加できるのかとか、それもないと、市民が提案しなきゃやらないよということじゃだめなので、両方なきゃだめだと思うのです。

鈴木委員 それと、だから今言われたこれ、NPOの育成を支援するという、育成なのに単年度で終わっちゃうのと。育成だから二、三年やっばりかかるよねと。そういうことも含めて本当にどうするのかねと。

宇都木委員 そうなのだ。せっかくこの協働ということが始まったので、実効性あるものに少しでも近づいて行って、次のステップに行かないといけない。

だから、そうじゃなくて、こういう政策課題を実現するためにみんなでそれを考えて行って、おれはこれだけはできるけど、こっちはほかのところとか、最初にいつもNPOが一つの課題をこう本当にそこに集まって解決するというような、そういうまちづくり論みたいなのになっていかないと、多分これからは単独では解決しない。介護問題なんか絶対解決しない。

早田座長 ちょっと私なりに今の理解を、こういう理解でいいのかなということなのですが、この提案事業の中で引き取れることと引き取れないことがあって、この中では例えば今の話というのは、1番のニーズ性であるとか、そういった中で、この事業の中でそれを考えていく受け皿としての仕組みは一応はあるわけですよ。その今むしろこの中の話じゃなくて、外側として、政策論としてむしろこれサロンを生かすとか、政策をどうやってコンテキストをつくって行って、これとリンクするかという話と理解していいのですか。

宇都木委員 うん。

早田座長 それをこの提案事業の外側の支援会議のもっと大きな上のレベルの話としてやっていかないといけないという理解でいいのですか。

宇都木委員 だから、やっていかないとというのではなくて、協働事業を実際に効果あるものに、有意義なものにして本当に市民参加協働を定着させるには、そういうNPO、市民の側からの提案だけじゃなくて、行政もこの中にどういうまちづくりをするかということをしちゃんと提案をして、それに市民から提案があるとか、行政が呼びかけて一緒にやりましょうということをやるとか、あるいは市民の側が提案して行政と一緒にやるとか、それが両方ないとうまくいかないと思うのです。

今は提案したものの是非が、よしあしだけが判断されるというのじゃね。だから、提案力がなかったら、何も進まないわけです。だから、それはこの幾つ出てくるかわからないけど、今年はこの提案しかありませんでした、はい、ご苦労さんでしたということになっちゃうわけです。

早田座長 おっしゃっている趣旨はよく私はわかっているつもりなのですが。

宇都木委員 やっぱりだから区が中・長期な課題をちゃんと計画をつくっているわけですから、そういうものにここから先、3年でこの課題をどれだけ具体化するか、5年でどれだけ市民参加協働、この課題で広げていくことができるのかというようにやっぱり提案がないと、今、募集中だと言うから。

鈴木委員 今、最後の一言が大事なんだけど、提案がないとということで終わっちゃうと、本当に提案がないと何もできないよねと。だったならば、ちゃんとそういうことを定量化した目標として行政側で持つなら持つと、あるいは昨年の引きこもりでしたか、何かやったら、事業としてはみんな評価したのだけど、そこに出席している区民が1人もいないからやめちゃったよと。ところが、新宿区の特長というのは、もう本当に外から来る人が多くて、むしろそういう心の問題というのは、地域にいると目立つから、なるべく遠くでやろうと。

だから、そんなことも一つのためなら、その区民の出席がないと、事業としてはいいのだけど没になっちゃって育成できない。だから、そういう行政側のしかるべきちゃんとした課題設定、目標値等が望まれるということです。

宇都木委員 いや、あるのです。新宿区には何とかまちづくりができていて、基本計画、鈴木さんたちも入ったまちづくり委員会をつくったのだ。

鈴木委員 そう、つくりました。

宇都木委員 膨大なこんな、だれがやるのだから知らないけど、このぐらい、30センチぐらい長い報告書ができた、答申書ができた、やっていると。それを一つ一つ。

鈴木委員 落とし込むべき。

宇都木委員 そう。当面3年間ではこの課題を少しやってみよう、5年間かけてこれやってみようということにしないと、なかなかうまくかみ合っていないのではないかと。つまり本当に市民参加協働というのは、市民がどうするべきかわからないのよ、現実には。

鈴木委員 おっしゃるとおりです。

宇都木委員 だから、そのところを少しかみ合わせて、こういう課題で一緒にやりませんかという問題提起をして、それで市民が市民側からの提案があってということにならないといけない、と思います。

早田座長 企業なんかの戦略的なマネジメントみたいな話ですよ。

宇都木委員 そうです、企業なんかそれをやらないとつぶれちゃいます。

鈴木委員 あれなのです、我々、例の基本構想をつくる時に、だから大分類、中分類、それから実施計画というのが行政になっていますから、この実施計画まで落とし込んだのです。だから、今、ここにこういう枠があるのだから、その枠の中で協働というのをどという視点で考えるのということですよね。

宇都木委員 そう。

鈴木委員 そうしたら具体的になるねと。

宇都木委員 そう。

伊藤委員 皆さんが言われたようにつくったものはこんなものがあるのだけど、あれは書いていただけなのだ。書いていただけというのは失礼だけど、いつまでにこれをやる。例えばこの問題は早急の問題だから3年後までには完成される、そういうのがないのだ。だから、今言った問題がいろいろ出てくるわけ。

例えば緑をふやす。これはもうCO₂も絡んでくるから3年でやる、その計画で行きましょうとか、10年の長いスパンだからやりゃいいという計画だと、みんな後ろにだんだん行くのだ。怒られるのも1回でいいから。計画をつくって行って細かくやると、行かないと、たたかれるわけだから。

営業の世界だってそうだし、後ろに寄っちゃうのです、すべて。すると、最後万歳して、できなかつたで終わっちゃうから、計画というのはなるべく前倒しにして早く終わらせようとしないといけないわけですよ。

早田座長 その一方で、行政というのは豚インフルエンザじゃありませんけども、突発的に起きることに対応するというのもあって、なかなかその計画どおり行かないというの

もあるわけですね。

宇都木委員 それはそれでいいと思うけど、やっぱり市民生活というか、やっぱり生活の場、地域社会がどういうふうに変わらなければそれが実現できないのかというのは、例えば高齢化、新宿だって恐らく30%ぐらいになっているのでしょ、今。そうすると、恐らく3分の1ぐらいが一人所帯、二人所帯です、所帯数でいうと。その人たちにとって安心して生活できる地域社会にするかと言ったら、行政が何をやるかと言ったら、お金で解決するとしたら解決できないのです、そんなにたくさんの支援者を。そうすると、市民の新しい連帯でやろうというのだけど、それが協働でやろうというわけでしょう。

内山委員 そうですね。

宇都木委員 そういうときに区としてはこういうことをやりたい、それからやろうとしても、こういう限界がある。市民の皆さんと一緒にやれるとすれば何ができるか、市民からそのとき提案があって、そこで具体論が始まって、お金はこれだけは出せるけども、ここから以上はもう今年は無理ですと言うのなら、その中でどうやって工夫するか、次の3年、5年はどうやって新しい事業をつくっていくかという、それを市民と行政で議論して、それに企画を反映するという、そういう中期計画みたいなものをつくれるような、そういう協働事業にしていかなかったら、1年限りで、はい、終わりですよと言ったら、それはもうやっているほうも切ない。

早田座長 よくわかります。その反面、そういう計画、行政の普通の、普通のというかパターンでできない問題提起をするために、この協働提案事業というのがあるという側面もあると思うのです。

宇都木委員 だから、一つは突破したわけ。それはつまり継続してやろうということ、単年度予算主義なので1年、1年なのだけど、そうじゃなくていいやつは継続してやれるようにしましょうと。それには問題がないわけじゃないけど、とりあえずそこは新しい方向として一歩出た。それを3年、5年のまちづくり計画みたいなものを本当に市民と一緒にやってつくるかと言ったら、その市民とはだれだと言ったら、あの人とあの人とあの人じゃないのです。結局そのリーダーであり、市民団体だとか、NPOだとか、そういうところですから、対象は町内会だとか。そこらと一緒にやれることにならないと、地域での活動にはなっていないです。

区議会議員さんがいないからだけど、本当は議員が果たさなきゃいけないのだけど、そんなことまでいかないから。

早田座長 非常に重要な議論だと思いますが、こういう話を制度として担保する仕組みはないわけですね、今のところ。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、それを行政の中で、議論でこれからどういうやつをやるのだとかという意見がありましたと反映させてもらって、少し議論してもらって、必要ならばこの委員会とその担当者の人たちとの意見交換をやったって構わないし。

早田座長 そうですね。参考になるかわからないのですが、富井委員から欠席のごあいさつと、あとは課題をちょうだいしているのですが、だいぶ読み上げますと、今と関連するのですが、少しそういうそもそも論みたいな議論をもっときちんとしたほうがいいのではないかと。それから、この間も申し上げたとおり入り口です、審査の段階、それから出口、終了後の評価のイメージ、あと中間評価の、それは入り口、中間、出口というあたりで、きちんとそれぞれ何を議論すべきか、我々が何をすべきかを少し議論したらどうかということをお願いしています。

宇都木委員 とりあえず今日は入り口の議論をしましたから。

早田座長 はい、まず入り口の議論です。

宇都木委員 あとは出てきてから中間評価です。どういうのが出てくるかわからないもの。あまり想定で物を言っても。だから、区がどういう柱を立てるかということにもかかわってくるでしょうから、募集が始まる前にそこは一応どうするかは議論するのでしょうか、中で。

事務局 それで、今年度の募集を始めるのが5月15日でもう日にちが迫っております。

宇都木委員 いつごろやる。

事務局 あと、次回の7日の日の支援会議でもう一度この話をしたいと考えております。

宇都木委員 そこには出てくるか、区の課題が幾つか。

事務局 はい、今、動いているところです。

鈴木委員 どんな状況なのですか。

事務局 今のところなしです。一つ候補があったのですが、ちょっと時期的に今難しいということで、来年あたりなら可能ということだったので。

宇都木委員 介護なんていうのは、本当に独自の新宿区モデルをつくったらいいと思うのだ、介護保険法に関係ないところで。

早田座長 ちょっと話が戻ってしまうのですが、まずこれを確認して合意をとらなきゃならないという宿題がございました。資料2のさっき8ページです、審査の基準というものに、一番下、継続能力というところに紫色の文字で二つ提案されてつけ加えられています。これをこういう形でよろしいかということ、さっきのあとは配分の件です、でこぼこがこれでいいか、悪いかというのは。

鈴木委員 今、これを読んでいて気がついたのですが、組織の成長、自立を考えたとき、この自立というのは協働事業でやったのがNPO単独の協働事業になるのか、あるいは行政の事業の中に取り込まれるのかと、二つの視点がありますよね。これ、自立ということは、行政の中に取り込まないということですか。

宇都木委員 ここで言っているのはそういうことじゃないでしょう。

鈴木委員 これ、どういう意味ですか。

宇都木委員 組織が。

伊藤委員 組織の成長、組織の自立でしょう。

宇都木委員 行政と一緒にやってやる力を持つようなNPOになることを目指しているか、目指していないかと、そういう意味でしょう。

鈴木委員 だったら、点というよりは、中点ですね、これ。

早田座長 中点ということで。ほかはいかがでしょうか。配点はよろしいでしょうか。

宇都木委員 ウェートを上げたということでしょう、二つのところで。

事務局 はい。

早田座長 ほかも上げるとか、ここはこんなに要らないとかないでしょうか。私、個人的にはこの7番の計画の実現性というのは5点で、低い点ですね、いいのかなとも思ったのですが、よくよく考えてみると、そういうことでもまだ育成が大事であるし、まずは継続してやるということが大事で、今はそれを上げる時期ではないのかなというふうに、自分で納得いたしまして、これでよろしいと思います。

宇都木委員 全部10点にしちゃって構わないのだけど、同じことだから。総合点数が上がるだけの話で。

伊藤委員 ニーズ性というものはだれが見たってそれ、一緒なのじゃない。

宇都木委員 そうですね。

伊藤委員 それをどう取り込むかは、こんなのはどうでもいいと思う。これで10点という大きな配点は要らないなと思ったのだ、実は。

宇都木委員 勘違いしているのだ、大体提案しているのを見てくると、ニーズはあると言うに決まっているのだ。ニーズがあると思うから提案しているのだから。だれがニーズがあると言うのか、市民の側がニーズがあると、おれたちが見て、やっぱりこれはニーズがある仕事だよと言って、提案するほうはそれはニーズがあると思っているだけの話で。そうじゃなかったら提案しないものな。客観性がないのだもの。

内山委員 ないね。

宇都木委員 伊藤さんが言うように、どこかのデータを、アンケートか何かの結果をこうですとないのだから。

伊藤委員 それでニーズがありますよと。

宇都木委員 それはあるに決まっているのだ。

早田座長 そこなのですね。

宇都木委員 なきゃ、これは提案できない。

鈴木委員 去年のITの提案があったが。ああいうのを何か見抜く方法は何かないのか。企業の売り込みだから。

宇都木委員 だから、それは率直にみんなで意見を言い合ったらいいよ。

早田座長 それから、質問を設けたという話もありましたね。これもぜひ。

事務局 流れ、そうですね、7ページです。今までこの団体に対する質問、実際に会ってヒアリングを行うのが一番いいのですけれども、例えば20団体、去年の例ですと23団体提案応募してきています。その1団体、1団体と会ってヒアリングするというのは、かなりやはりスケジュール的に皆さん厳しいところもあると思いますので、まずその提案内容に対しての団体への質問を受け付けまして、団体のほうに回答してもらうということを取り入れたいと考えております。

宇都木委員 それでいいのではないですか。

早田座長 よろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。忙しいけどな。

事務局 そうなのです、ちょっとこの時期が、6月23日に締め切りますので、その一次審査までの間に。

宇都木委員 ここの委員会はとにかく。

事務局 すみません、本当に質問を出していただく時間が短くなると思います。

早田座長 お互い首を絞め合っています。

宇都木委員 でも、やりましょう、せっかく乗りかかった船だ、どこまで行けるかやってみましょう。

鈴木委員 これ、提出書類の中で、今、1から9あるのだけど、だからこれを例をついたのだけど、実績があるのだったらそれをちゃんと書いてもらいたいのです。

宇都木委員 実績。

鈴木委員 うん。

宇都木委員 いや、それ、入れればいいのだ、それ、申請書の中に、実績を。

鈴木委員 この項目だと明確に今なっていないのでしょうか。なっているのですか。

宇都木委員 いや、申請書の中に実績という。

早田座長 実績報告を書く。

宇都木委員 うん、実績を報告しなさいというのを書けばいいのです、団体としての。この申請事項に対する実績でいいから。

鈴木委員 うん、そうそう。

事務局 申請事項に対する実績。

宇都木委員 申請事項に対して団体の実績がどういう実績があるかと。例えば子育ての広場をやりたいという協働事業を提案したと、その団体は過去にどういう子育て関係の活動実績がありますかというのを書いてもらえばいいわけ。

鈴木委員 いや、それ、ぜひそうしてもらって、別がないからだめだと言っているのではないです。あたかもあるがごとく、ないのをあるがごとく説明をするから、我々善良な市民はころっとだまされちゃう。そこは向こうもうまいわけです、テクニックが、何かその辺工夫してもらえると助かります。

早田座長 今の書類の中にそういう欄は明確にないわけですよ。

事務局 そうですね。団体の概要書というところで、主な活動等を書くところはあるのですが、あとこれまでに助成や委託を受けた実績という欄はございますが、その提案内容に対する実績という部分はございません。

早田座長 なるほど、お金の実績だけなのですね。

事務局 そうですね。

早田座長 それの欄をつくって、それを見るときになると実績がある団体に優遇、流れていくということにもなりかねないというのはあるのですよね。

宇都木委員 いや、必ずしもそうじゃなくていいのではないですか。そういう判断です。

実績があるからと言ったって、提案内容がよくなきゃだめなので。実績がなくなると、提案内容がよければ、それは採用です、それは。

鈴木委員 むしろだから新しい視点とこう書いてあるのだから、実績がないほうがいいかもわからないです。ただ。

宇都木委員 いや、僕らが見るのは本当にこれができるのかどうかということを何かで実証したいわけです。だから、そうすると過去の活動実績によって、ああ、この程度のことを行っているのだったら、類推すれば、まあ、ほぼ何とかなるのかなと。あるいは、この事業規模だったら、それぐらいの事業規模で行っているのだったら、この提案は大体何とかなるかなというのは、ほぼ見通しつきます。

いつか問題になったのは、あれだけ大赤字のNPOが助成金を申請してきて、こんなの大丈夫かと言ったのだけど、活動内容はいいから、それはそれではないなんて、そしたらつぶれちゃった、結局。それで困っちゃうのです。

伊藤委員 もう1件は、複数の団体が共同で行う予定が、抜けた団体があっただめになっちゃったみたいなことがあるでしょう。それはその団体が今までもそういう調整能力というか、どこかとの交渉能力があっただめて、二、三の団体をまとめてやっていたかどうかというのがわかれば、宇都木さんが言っているのがわかる話で。それが無いのに、初めてそこで団体があそこあそこをくっつけてという、そこもちょっと不安だよなということ。

宇都木委員 それは見ればわかるよね。

伊藤委員 ねえ、そう、それはやっぱり苦慮していたところだし。

鈴木委員 この間のITの件は、僕はあれ、最後にポンポンと質問したでしょう。実績ありますかと言ったら、その場でノーと、ありませんと言ってきたのです。それと、つくった後、どうするのと聞いたら、いや、それはお金がかかりませんと。それは大うそなのです、ああいうものというのは必ず保守運営がかかるわけで。

宇都木委員 それはそうです。

鈴木委員 二つうそを言ったから、みんな、ああ、これはおかしいねと、こうなった。

宇都木委員 システムだもの。

鈴木委員 そうそう。

宇都木委員 ほうっておいていいわけじゃないもの。我々みたいにコンピューターに疎いやつでもわかる。

早田座長 事務局、その書類の欄をつくったりする変更というのは可能なのでしょうか。

事務局 まだ可能です。

早田座長 ちょっとそれも検討していただいて。

事務局 そうですね、はい。

宇都木委員 だから、応募事業に。

事務局 あと、先ほどおしゃっていたように、対象外となるものというのも何か設けたほうがいいのでしょうか。

宇都木委員 対象外？

事務局 制限条項というものを。

宇都木委員 だから、今設ける必要があるかということ、あまりやっちゃうと議論になっちゃう。

事務局 今、事業の対象外としては、4ページから5ページにかけてのところの7項目です。それは対象外としますということで挙げているのですが、それ以外についても必要かどうか。

宇都木委員 だから、懸念されることはいつも同じ、金太郎あめで同じことを同じように提案してくることを認めていいのかねと、そういうことです。数が少ないからといって、そういうことにしちゃっていいのかどうかというのはあります。それはあまり最初から制限しないで、出てきた段階でそれでいいかどうかというのは判断するというのも一つの方法だから。あまり厳しくするとどこも該当しなくなっちゃう。

早田座長 これは個人であればモラルという表現でいいと思うのですが、社会的なモラルというのもちょっと言葉が難しいように思いますので、そういうフェアな意識なのかね、そういう要素は応募資格の中でこういう特定宗教とか暴力団とかは書いてあるのですが、踏み込んでもし書くかどうかですね。

宇都木委員 社会通念上よくやっていると思われる団体なんて言ったら、これもまたばかにするなという話に。

早田座長 8番で実績を要するとあるのですけど。

宇都木委員 だから、応募した活動にかかわる実績がある場合は、それを付記してくださいとか、それは一ついいと思うのです。

早田座長 少し欄を検討して、資格を加えるというまでは行かないですけども、ということでもよろしいでしょうか。

宇都木委員 うん、よほど気をつけないと不公平が出ちゃうのです。初めてはいいけど、3回目はだめなんて言ったら。

早田座長 ありがとうございます。大体今日私が思いつく範囲はかなりご意見ちょうだいできたのですけれども、どうぞ。

関口委員 応募資格の9番目で、提案団体が委員との利害関係がないというところ、これはどのぐらいの利害関係を。

伊藤委員 その団体の理事だとか運営者じゃないということ。

関口委員 ああ、なるほど。

伊藤委員 だから、シーズさんが出してこれない。

関口委員 うちが出せないのじゃなしに、うちの理事の名では出せないということ。

伊藤委員 そうです。

早田座長 寄附をしているとか、そういうのは別にいいわけですか。

宇都木委員 うん、出したらいいのだけど、やめればいいのだ、あなたがこの委員会を。

伊藤委員 そう。

宇都木委員 そういう話。1回あったので、それはやめたほうがいいねというのが出ていたのです。審査のときだけ外すというのではなくて、あらぬ誤解を招かないように。

早田座長 賛助会員というのはどうなのですか。

宇都木委員 賛助会員でも同じことでしょう。

早田座長 だめですか。

宇都木委員 うん、やめたほうがいいです。何か落っこちていれればいいけど、採用されたときに、そのことが恣意的に働いたと思われないように、客観性をどこかで担保しておく。

早田座長 そうですね、利益擁護になっちゃいますね。

宇都木委員 そんなに手心を加えて、頼むわ、頼むわと、おれが鈴木さんを買収したりした、関口さんを買収したりしたと、そういうことはないと思うけど、思われがちだ。

関口委員 賛助会員もだめなのですか。

宇都木委員 だめでしょうね。そうなれば、そういうふうにしないと、制限しないと、制限するところは。

早田座長 寄附者であるのはいいのではないのでしょうか。

宇都木委員 寄附だとか、そんなのは関係ない。

早田座長 支援団体とかあるじゃないですか。

宇都木委員 会に影響力があるやつは。

伊藤委員 宇都木さんなんていっぱいこうなっているでしょう。

宇都木委員 そう、いっぱいある。だけど、幸いにして新宿区はないから。

伊藤委員 シーズさんだとそれは。

早田座長 何かしらコンタクトがあるというのは。

宇都木委員 コンタクトはありますけど、役員になったとか、そういうのはまずいです。

関口委員 あと、念のためなのですけど、活動資金助成のほうは、これはよろしいのですか、特にこういう項目はなかったですけど。

早田座長 応募資格ですか。

関口委員 はい。

事務局 ありました。

宇都木委員 これも同じだ。

事務局 同じです。

関口委員 ああ、同じ？

事務局 活動資金助成のほうも。

宇都木委員 直接の利害者じゃなければ。会員というか、あなたのところの会員になっているところは応募できないと言ったら、それは大変なことじゃない。我々みたいな中間支援団体は団体が会員なのだから。私のところなんか70団体ぐらいあるのだから、もっとも東京だけじゃないけど。

早田座長 大体よろしいでしょうか。

関口委員 はい、すみません。

早田座長 また今回も相当オーバーしてしまって。大変申しわけないのですけれども、その他特になければこれで閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

宇都木委員 あと、日程はこれであれなのだろうけど、できれば月に一遍のところは決めようよ。

伊藤委員 曜日だけでも。

宇都木委員 うん。何かそのほうがいろんな予定を入れなくても済むから、大体原則的に。

事務局 原則として木曜日ということでも。

宇都木委員 先生のほうはいいの、木曜日。

早田座長 私は曜日を決めていただければ。

事務局 水曜日ですと、どうしても区のほうの会議が水曜日に、課長の出る会議が水曜日に行われる場合が多いので、できましたら木曜日ということで。

宇都木委員 5月20日はいいのだね、もう決まっているのだね。

事務局 はい。

宇都木委員 それからこれは、その次は。

事務局 それから、その次、今日新たに加えましたもので、第5回協働支援会議、網かけの部分になっております6月18日木曜日を予定しております。こちらも議題のほうで22年度、次年度に向けた協働事業の検討ということを入れさせていただきたいと考えておりますので、お時間を長くとらせていただきまして3時間ということで予定させていただきたいと考えております。

宇都木委員 あとは決まっているのはないよね。

事務局 はい。

早田座長 じゃ、今の木曜という原案で次回、7月以降の案を出していただければ。

事務局 はい。

早田座長 よろしいでしょうか、木曜日で皆さんよろしいでしょうか。

宇都木委員 月1回のところがそれで調整していきましょう。

早田座長 第何木曜日がまずいとかないですか、大丈夫ですか。

宇都木委員 いや、もう既に入っちゃっているところもあるけれど、それは曜日をずらしてもらえば、木曜日ということであれば。7月からでしょう、6月は決まったのだから。

早田座長 じゃ、そういうことでよろしければ、これで第2回を終わらせていただきたいと思います。

事務局 次回、第3回の協働支援会議は5月7日の木曜日、午後2時から。この隣の第3委員会室になります。よろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

了